

令和 5 (2023) 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 5 (2023) 年 5 月



札幌大谷大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	33
基準 4. 教員・職員	45
基準 5. 経営・管理と財務	56
基準 6. 内部質保証	68
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	74
基準 A. 地域連携	74
V. 特記事項	77

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1) 建学の精神（基本理念）

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部は、以下の建学の精神（基本理念）を掲げている。

札幌大谷大学、札幌大谷大学短期大学部は、その名の通り京都「大谷」の地に埋葬された日本仏教の大成者、親鸞聖人（1173年～1262年）のみ教を建学の精神にしています。これはまた1906年（明治39年）、北海道初の私立高等女学校を設立した札幌大谷学園の伝統に由来しています。

親鸞聖人は、自らの凡夫性にいち早く目覚めて「悪人親鸞」と名乗り、無条件に我々すべてに掛けられている大いなる願いを拠所としない限り、生死の道を克服して意味ある一生を生き切ることはできないことを発見されたのです。

その願いに基づく我々の学園は、「生き切れない命は一つもない」という理念により、すべての人間に開かれた学園であり、同時にそこでは、一人も取りこぼさない教育、選別をしない教育、裁かない教育が展開されて、自発性・自律性に富んだ学生が育まれるはずで、そして教職員も共に学び、教育支援の誠を尽くすのです。

こういった教育観に立脚して、音楽学科、美術学科では、内面からあふれ出る表現のエネルギーをさまざまな手法において発揮し、すべての人々を幸せにする芸術家を育成しようとし、地域社会学科では、地域社会に貢献しうる心身豊かな社会人を、そして、保育科においては、未来を築く子どもたちのための保育者・教育者を、真に育成したいと願っています。

2) 使命・目的

「札幌大谷大学短期大学部 学則」に定めるとおり、札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の目的は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させること」にある。仏教精神に基づく人間教育を基盤としながら、保育の専門知識及び技能を修得させることが本学の社会的使命である。

3) 短期大学の個性・特色

本学の個性・特色としては、建学の精神に基づいた人間性豊かな保育者育成を目指す教育目標や、教育内容の充実を図るための実践的なカリキュラム、札幌大谷大学附属幼稚園・本学保育科子育て支援センターとの連携、表現活動や自然との関わりを積極的に取り入れた個性や感性を伸ばす教育などがあげられる。また60年を超える地域貢献の実績と地域の幼児教育関連団体との連携に支えられた、地域のニーズに応える教育体制も本学における教育の個性ある特色となっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治39(1906)年 4月 1日	私立北海女学校創立 初代校長 清川円誠 校地、札幌市南6条西7丁目（現中央区南6条西7丁目）
明治43(1910)年 4月 1日	私立北海高等女学校に組織変更
大正11(1922)年 9月 1日	現校地、札幌市東区北16条東9丁目（当時、札幌村仲通）に移転
大正12(1923)年 4月 1日	私立の冠を削除して、校名を北海高等女学校に改称
昭和19(1944)年 3月31日	財団法人北海高等女学校に組織変更
昭和22(1947)年 4月 1日	北海高等女学校併置中学校を開設
昭和23(1948)年 2月 1日	札幌大谷学園設立
昭和23(1948)年 4月 1日	学制改革により、北海高等女学校を札幌大谷高等学校と改称 学制改革により、北海高等女学校併置中学校を札幌大谷高等学校 附設中学校と改称
昭和26(1951)年 3月 1日	学校法人札幌大谷学園に組織変更
昭和30(1955)年 4月 1日	札幌大谷高等学校附属幼稚園開園
昭和36(1961)年 4月 1日	札幌大谷短期大学（保育科）開設 札幌大谷高等学校附設中学校を札幌大谷高等学校附属中学校に改 称
昭和39(1964)年 4月 1日	札幌大谷短期大学（音楽科、美術科）を増設 幼稚園を札幌大谷短期大学附属幼稚園とする
昭和41(1966)年 4月 1日	短期大学専攻科 音楽専攻、美術専攻を設置
昭和54(1979)年 4月 1日	短期大学専攻科 保育専攻を増設
平成 9(1997)年 4月 1日	保育士養成課程を設置
平成12(2000)年 4月 1日	短期大学専攻科を2年制に改める 大学評価・学位授与機構より認定を受け、学士の学位取得可能とな る
平成18(2006)年 4月 1日	札幌大谷大学（音楽学部音楽学科）開設
平成19(2007)年 4月 1日	札幌大谷短期大学を札幌大谷大学短期大学部へ名称変更 札幌大谷短期大学附属幼稚園を札幌大谷大学附属幼稚園に名称変 更
平成21(2009)年 3月31日	札幌大谷大学短期大学部専攻科音楽専攻廃止
平成22(2010)年 4月 1日	札幌大谷大学短期大学部保育科及び美術科を男女共学とする
平成24(2012)年 4月 1日	札幌大谷大学音楽学部を芸術学部へ名称変更 札幌大谷大学芸術学部美術学科を増設 札幌大谷大学社会学部地域社会学科を増設
平成25(2013)年 3月31日	札幌大谷大学短期大学部音楽科・美術科・専攻科美術専攻廃止
平成28(2016)年 4月 1日	芸術学部音楽学科・美術学科編入学定員の廃止
平成28(2016)年10月12日	学校法人札幌大谷学園開学110周年記念式典を挙げる

2. 本学の現況（令和5(2023)年5月1日現在）

・短期大学名

札幌大谷大学短期大学部

・所在地

北海道札幌市東区北16条東9丁目1番1号

・学科構成

保育科

専攻科保育専攻

・学生数

(人)

学科等	1年	2年	合計
保 育 科	64	85	149
専攻科保育専攻	10	21	31
合計	74	106	180

(人)

本科生以外	
科目等履修生	0

・教員数

(人)

学科	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
保育科	5	4	4	0	13	1

・職員数

(人)

正職員	嘱託職員 (フルタイム)	嘱託職員 (パートタイム)	派遣職員	合計
33	13	8	0	54

※法人本部及び併設大学を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「札幌大谷大学短期大学部 学則」（以下「学則」という。）第 1 条で目的を次のように定めている。

- ・ **学則第 1 条（目的）** 札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させることを目的とする。

本学保育科の社会的使命・目的については、学則第 3 条の 2 に次のように定めている。

- ・ **学則第 3 条の 2（教育研究上の目的）** 保育科は、乳幼児の発達と教育に関わる知識と技能を修得し、実習を通じて実践力を養うことにより、成長期の子どもと子どもを取り巻く今日的な問題に対して適切に対処できる高い知性や社会性を備えた幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

また、専攻科保育専攻の社会的使命・目的については、学則第 44 条及び第 45 条の 2 に次のように定めている。

- ・ **学則第 44 条（専攻科の目的）** 専攻科は、本学が設置する学科の教育の基礎の上に精深な程度において、必要なる特別の課目を教授し、その研究を指導することを目的とする。
- ・ **学則第 45 条の 2（教育研究上の目的）** 保育専攻は、本科の教育課程で修得した知識と技能を基礎として、さらに障害児教育・教科教育・実践教育に特色を置いた高度な資質や力量の涵養を図り、現代社会に即応できる人材の育成を目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の目的は学則第 1 条に、保育科の教育研究上の目的については学則第 3 条の 2、専攻科保育専攻は学則第 45 条の 2 に簡潔に文章化している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色の第一は、建学の精神に基づく人間性豊かな教育である。本学の教育目標に「心の豊かさ」を第一にあげ、保育に携わる者として命の大切さ・慈しみの心を全ての教育内容の根底としている。建学の精神及び教育目標は、学生便覧、大学ホームページ等に明示している。

個性・特色の第二は、個性の尊重である。教育目標の第二にも掲げられている。本学の特色あるカリキュラムとして「特別研究」を2年間の選択科目として独自に設け、学生の個性を活かした教育ひいては子どもの個性を尊重する保育の実践に繋がる教育内容となっている。「特別研究」の内容については、本学の特色科目として大学ホームページ、大学案内及びオープンキャンパスにおける体験授業などで積極的に明示している。

個性・特色の第三は、豊かな表現活動の実践である。教育目標の中にも子どもがのびのびと発想できるように表現活動の意義を説いている。「保育音楽」の2年間開講、総合表現として子どものためのミュージカル制作、作品展開催、子どもの創作ダンスなど、子どもの表現活動を多面的に学ぶカリキュラムを設け、その内容は大学ホームページ、大学案内で明示するとともに、公演活動として広く一般公開している。

個性・特色の第四は、本学が札幌大谷大学芸術学部・社会学部を併設した短期大学であることから、この特色を活かし、本学独自の科目「初年次教育・情報リテラシー」で本学及び併設大学の新入学生が一同に会して、互いの専門分野を学び合う機会を設けている。

個性・特色の第五は、札幌市内で他大学に先駆けて設置した「子育て支援センター」を核とする子育て支援教育と地域貢献である。大学ホームページ、大学案内に関係するカリキュラムや学科行事を明示している。また、「子育て支援センター」の集いの広場の専用ホームページを設け、地域貢献活動として明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的については、社会の変化を踏まえつつ、令和2(2020)年度に示された「教学マネジメント指針」に則り、令和3(2021)年度から令和4(2022)年度にかけて、内部質保証ワーキンググループ及び内部質保証会議、各種センター・委員会を中心に検討し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行った。特に、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては、「学修者本位の教育」の観点を重視した改定を行い、カリキュラムについては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を図りながら、学修者の履修しやすさや、授業科目間の一貫性や相乗効果の向上を図るべく見直しを行い、令和5(2023)年度入学生から全学的に新しいカリキュラムを導入した。さらに、1-1-③で記述したとおり、併設大学と学修環境を共有する利点を活かし、令和5(2023)年度からは、大学で実施している「副専攻（マイナープログラム）」制度を短期大学部専攻科学生でも履修可能とすることで、芸術表現や社会的課題についての学びを深められるようにカリキュラムを改善した。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的については、学生やステークホルダーに、より分かりやすいように表記を見直していくとともに、全学的な行事やオープンキャンパス、大学ホームページなどを利用して広く知らせていく。また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの意味や授業カリキュラムとの対応については、各学年のオリエンテーションや FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会などで、さらに周知徹底していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、1-1-①で示したように学則において明確に定められており、その重要性は役員、教職員に理解されている。学則の改正は常務会及び理事会の議を経て承認される。

教育目標、三つのポリシーの見直し等が行われる場合は、それに関わる各種委員会やセンター会議の協議に教職員が参画し、学長が主管する大学協議会、教授会を経て決定される。このようなプロセスを経ることで、本学の使命・目的については役員、教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、建学の精神とともに、毎年学生に配布される学生便覧にて説明されているほか、大学案内、大学ホームページにおいても同様に周知している。入試広報課を中心に年度ごとに道内高等学校への訪問計画が立てられ、教員が直接、本学の教育目的を周知することに努めている。

入学式や教職員を対象とした FD・SD 研修会で建学の精神の周知徹底を図っているほか、「花まつり」、「報恩講」といった建学の精神に基づく行事を毎年開催して、親鸞聖人のみ教えをより深く理解するための機会を設けている。また、本学の教育目的やカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについては、毎年新入生のオリエンテーションにおいて説明の場を設けている。教職員に対しては、毎年度当初に行う FD・SD 研修会内で使命・目的及び教育研究上の目的について説明を行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的の達成については、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年の中期計画として策定された「札幌大谷学園グランドデザイン」に反映されている。また、学校法人札幌大谷学園は、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「経営改善計画（詳細は「基準 5. 経営・管理と財務」5-1-②（評価書本文 P.57）で説明。）」を遂行していることから、「札幌大谷学園グランドデザイン」の大学・短期大学部門の事業計画においても、「経営改善計画」の内容を反映させ、教学改革、学生募集対策、財務計画等の具体的施策を明確にして目標達成に向けた大学経営を行っている。

保育科では、令和 2(2020)年度から入学者が大きく減少を続け、4 年間連続で定員を満たすことができなかった。また、受験生の短大離れや保育士養成課程への進学者の減少傾向が全国的に顕著であり、今後もこの傾向が続くことが見込まれることから、収容定員充足率の適正化と教育研究環境の充実を図るため、令和 6(2024)年度から、入学者定員の削減と学費の改定を導入することを決定した。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的は三つのポリシーに明確に反映されている。短期大学部全体の教育目標及び三つのポリシーを上位概念とし、それをさらに学科の教育内容に合わせてより具体化したものが続く。1-1-④で記述したとおり、令和 5(2023)年度からの新カリキュラムの導入に合わせて、令和 4(2022)年度に各ポリシーの改定を行った。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織として、保育科及び専攻科保育専攻を設置している。

保育科では、学生は 2 年間の学修で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得し、ほとんどが卒業後にすぐ保育者として現場に出ることから、理論と実践をバランス良く身につけることが求められている。本学では、実践的な能力が身につくように、附属施設として幼稚園と子育て支援センターを備え、座学と並行して学ぶことができる。開学 4 年目から附属施設として運営している附属幼稚園（現 札幌大谷大学附属幼稚園）は校地に隣接しており、学生が日常的に通うことが可能である。また、校舎内に設置した子育て支援センターは、平成 27(2015)年に開設 10 周年を迎え、保育者の重要な役割のひとつである子育て支援を学生が学ぶ場であるだけでなく、地域の子育て支援活動にも貢献してきている。

以上のように本学では、教育目的に応じた専門的な技術・知識が修得できるように教育研究組織が構成されており、本学の使命・目的との整合性がとれていると判断される。また、本学の個性・特色を活かしつつ、併設大学の芸術学部及び社会学部との教育研究上の相互交流と一体化を図るため、各種センター・委員会、大学協議会、教授会は短期大学部と併設大学との合同で構成されている。

・保育科

保育科は、昭和 36(1961)年に開設した。令和 5(2023)年には開設 62 年目を迎える。北海道内でも伝統のある保育者養成校として、北海道内はもとより全国の保育・幼児教育

施設に、数多くの保育者を輩出してきている。保育科では、2年間の学修で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得することができる。昨今は、幼稚園や保育所の認定こども園化が進められていることもあり、卒業後は保育教諭として勤務することが多く、ほぼ100%に近い学生が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得して卒業している。また、就職後すぐに実践的な能力を求められることが多いため、本学では附属施設として札幌大谷大学附属幼稚園と子育て支援センター「んぐまーま」を備え、講義などの座学と並行して、実践的な学修が進められるようにしている。特に札幌大谷大学附属幼稚園での教育実習では、1年生は毎週1回「観察実習」に取り組み、2年生は「参加実習」のほか、グループでテーマに沿って計画を立て子どもたちに遊びを提案する「グループ実習」も行い、実践的な能力を身につけるためのカリキュラムを整えている。

・専攻科保育専攻

専攻科保育専攻は、昭和54(1979)年に開設した。開設当初は一年制であったが、平成12(2000)年に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定の専攻科(二年制)に改組し、学士の学位と幼稚園教諭一種免許状を取得可能とし、学生の学修意欲や社会のニーズに応じてきた。札幌大谷大学附属幼稚園での教育実習は1年間に渡って行われ、取得済みの資格を活かした実践的な実習に取り組める体制も整っている。また、定員10人の少人数教育を基本とし、保育科からの学修経験を基礎に、「基礎系、表現系、環境・健康系」の3講座に分かれ、修了研究にも取り組んでいる。さらに、子育て支援センター「んぐまーま」で毎月開催される「多胎児の会」に参加し、子育て家庭のニーズを捉え、保護者に対する子育て支援の経験を深める機会も設けている。子育て支援センター「んぐまーま」は、令和5(2023)年には開設18年目を迎えるが、地域の子育て支援活動にも貢献するとともに、学生が子育て支援について実践的に学ぶ場として機能している。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的の有効性を高めるために、役員、教職員への理解・支持のための努力を継続する。学内外への周知については大学ホームページを通じて継続的に発信を行う。

令和5(2023)年度に導入された新しいカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては、その趣旨や内容について教職員及び新入学生への周知を進めるとともに、データ収集と分析を行い、学修支援センター、内部質保証会議を中心に定期的に学修効果の検証を行い、今後の改善を図っていく。

・保育科

保育科の主たる使命・目的である保育者養成は、社会の根幹を維持するために本学が担う重要な役割である。一方で、「待機児童」や「保育士不足」といった言葉に代表されるように、保育を担う人材の不足が社会課題の一つとしてあげられている。加えて、保育者を目指す高校生の減少が顕在化してきている。このことは、本学のみならず保育業界全体が直面する重大な課題である。課題解決のための取り組みとして、高等学校や保育関係団体・行政機関などと連携して、高校生に向けて、保育者の社会的役割の重要性や、保育の仕事のやりがいを伝えるような取り組みが急務である。そういった中、令和

4(2022)年度には、併設する札幌大谷高等学校での「保育科進学説明会」、「子育て支援センター見学及びボランティア」、道内高校への出張講義「保育者入門」の実施や、旭川市役所主催の「保育系進学・就職説明会」への参加をとおして、保育の仕事や、本学のカリキュラムについて高校生を対象に直接広報する機会を設けた。平成 28(2016)年度に設置した併設大学と協働の社会連携センター（旧 地域連携センター）の機能を活かし、今後も同様の取り組みを進めていく。

・専攻科保育専攻

専攻科保育専攻では、保育科での学びを基礎に、論理的思考力・表現力・発信力を身につけた、将来的にはそれぞれの保育現場でリーダーシップを発揮するような人材の育成が行われている。少人数教育で、じっくりと保育について学べるカリキュラムが展開されており、高い就職率を維持している。高校生の四年制大学への進学率が高まる中、短期大学卒業時のもう一つの選択肢として、学生の学修ニーズに応えることができている。一方で、専攻科の制度自体が一般的ではないため、入学者の確保に苦慮している面もある。今後は、専攻科の制度の周知にも取り組み、安定的な入学生の確保に努めていきたい。

【基準 1 の自己評価】

「生き切れない命は一つもない」という親鸞聖人の理念に基づいた使命を実現すべく、本学の教育目的は長い伝統の中で学内外に周知されてきた。一方で、時代や社会の変化に対応して、建学の精神を基盤としながらカリキュラムの見直しなどを不断に進めてきたことは評価できる。

三つのポリシーの改定については、学科、各種センター・委員会で慎重に協議され、大学協議会及び合同教授会に諮られ決定している。その内容は大学案内、学生募集要項、大学ホームページなどに明示されている。今後は、学修効果の検証システムを徹底させることで教育の質の向上を担保し、学生満足度を高めることが目指されている。

使命・目的及び教育目的を教職員や役員が理解しその実践に努めており、学科の個性を活かしながら、必要な教育体制も十分に整備している。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、以下に掲げるとおりである。本学では、教育研究上の目的に基づいて教育目標を設定し、それに応じたアドミッション・ポリシーを明示している。このアドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、学生便覧、大学ホームページに明示し、その趣旨については、大学主催のオープンキャンパスまた学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義等をとおして説明している。

図表 2-1-1 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

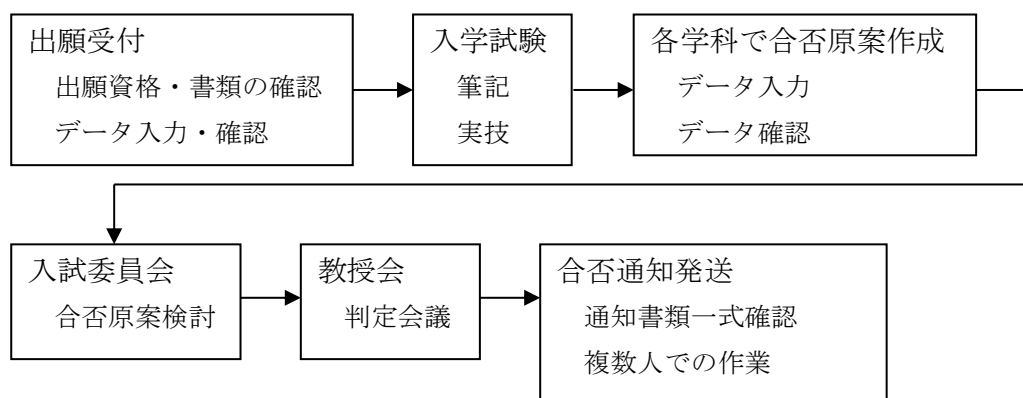
学科	アドミッション・ポリシー
保 育 科	<p>札幌大谷大学短期大学部保育科では、幼児教育・保育に関する理論と実践のための技術、子どもの成長・発達についての専門的知識を修得した感性豊かな保育者を養成します。その中で特に、各々の関心に基づく得意分野を持ち、学んだことを保育の現場で活かすことのできる実践力を身につけることを重視しています。</p> <p>【知識・技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の幅広い学習内容を習得していること。 ・保育に関する専門的知識を学ぶための基礎的能力を身につけていること。 <p>【思考力・判断力・表現力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章表現のための基礎的な能力を有していること。 ・自分なりの考えを形成し、他者に伝えるための能力を有していること。 ・さまざまな方法で自己を表現するスキルを有していること。 <p>【主体性・多様性・協働性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育科において学修を継続することに強い意欲を有していること。 ・保育に関連する社会の問題に関心を持ち、社会に貢献しようという目的意識を有していること。
専 攻 科 保 育 専 攻	<p>札幌大谷大学短期大学部専攻科保育専攻では、子どもの成長・発達についての幅広い専門的知識を身につけ、幼児教育・保育に関する理論を自分なりに理解し、実践のための高い技術を修得した感性豊かな保育者を養成します。その中で特に、各々の関心に基づく得意分野に磨きをかけ、保育の現場でリーダーシップを発揮できるような実践力を身につけることを重視しています。さらに、論理的思考力や的確な文章表現力も養います。</p> <p>【知識・技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学短期大学部保育科またはそれに相当する教育課程を修得し、幼稚園教諭二種免許状を取得していること。 <p>【思考力・判断力・表現力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期大学卒業程度の文章作成能力と論理的思考能力及び一定レベルのピアノ演奏に関するスキルを有していること。 <p>【主体性・多様性・協働性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻科においてさらに学修を継続することに強い意欲を有していること。 ・保育に関連する社会の問題に深い関心を持ち、保育に関するさらに高度な専門知識を持って社会に貢献しようという目的意識を持っていること。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受入れ方針の内容とそれに沿った選抜方法及び実施方針については、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学者選抜規程」に基づき、「入試委員会」において審議され、「大学協議会」及び「教授会」の議を経て学長が決定する。

入学者選抜は、「入試委員会」の管理運営によって実施される。「入試委員会」は、学長を委員長とし、さらに学長が指名する 1 人の教員が入試委員長補佐として運営に当たっている。委員会の構成員は、この 2 人のほかに、副学長、学部長、短期大学部長、学科長及び学科から選出された入試委員と事務局長及び入試広報課長である。また、入学試験の際にはその都度、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、入試委員、事務局長、入試広報課長、入試委員長補佐からなる実施本部を設置し、実施要領を作成して事前に入学試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。

図表 2-1-2 基本的な入試の流れ



本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な個性を持った入学志願者を受け入れるべく、さまざまな入学要件を設定し複数の機会を設けたうえで、公正かつ妥当な方法により入学者選抜を実施するため、令和 5(2023)年度入学者選抜より入試問題の確認作業について明確な手順を入試委員会にて検討し実施した。内容は、各学科がチェックリストに基づき確認を行い、さらに他学科による問題確認（チェックリストを使用）を徹底した。この確認作業により、学内で統一した認識・問題作成ルールが確立された。

なお、入学試験問題の作成については、アドミッション・ポリシーに定める内容に基づき、本学において作成している。入学試験問題は作成者から提出された後に、各学科の入試委員、外部審査により範囲外の問題はないか、難問奇問となっていないか等を確認し、指摘事項は再度検討のうえ、最終的には学長を加えた入試委員全員で確認し試験問題として完成させている。また、全ての入学試験を終えてからは、入試委員会の中でアドミッション・ポリシーに従った入試問題であったかを検証した。

保育科では、入学者選抜の制度の見直しを随時行なっており、令和 3(2021)年度入学試験より大学入学共通テスト利用選抜、さらに令和 4(2022)年度より総合型選抜を導入した。そして、「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）」〔30 文科高等 370 号 平成 30(2018)年 10 月 22 日〕の内容を踏まえ、令和 3(2021)年度入学者選抜から、従来の「推薦（特別・公募）入学試験」「一

般入学試験Ⅰ期・Ⅱ期」「特別入学試験」の区分を廃止した。現在の区分は、図表 2-1-3 に示すとおり「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校制、公募制、大谷系列校）」「特別選抜」「一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期」「大学入学共通テストⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期」となっている。また、一般選抜Ⅱ期、大学入学共通テストⅡ期・Ⅲ期以外の出願者を対象として、特待生制度を設けており、一般選抜Ⅰ期入試に合わせて一次試験を実施している。

専攻科保育専攻の入学者選抜の区分は一つで、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期の 3 回実施している。

入学者選抜の手続きも見直しており、令和 4(2022)年度より、一部の入試制度を除き Web 出願に変更したことで受験生の出願がスムーズになった。今後は全ての入試制度において Web 出願とするよう進めている。さらに、保育科では、選抜の区分ごとに評価方法とその評価割合を定め、適切に評価している。以下に保育科本科（特待生選抜含む）、専攻科保育専攻の各選抜区分における評価項目等の概要を示す。

1) 総合型選抜

保育者を目指す個性的で向学心の高い入学志願者を選抜する入学試験制度として、入学志願者と本学との面談を通じて相互の理解を深める中で選抜を行う総合型選抜を、令和 4(2022)年度入学試験から導入した。選抜方法は、事前に提示された課題に個人で取り組み探究活動の意欲や探究の成果を示す「課題探究」、入学志願者とのコミュニケーションを図りながら入学志願者の向上心や目指す保育者像を問う「面接」である。評定平均値などの出願資格の条件は設けていない。また、保育科オープンキャンパス内で「課題探究」に関連する「保育セミナー」を実施し、課題探究への取り組み方やエッセンスなどを伝えている。

2) 学校推薦型選抜（指定校制／公募制）

学校推薦入学試験は指定校制と公募制に区分し実施している。指定校制については、本学が定める指定校を卒業見込みの者で、全体の評定平均値が 3.5 以上の本学を専願とする、かつ人物・生活態度に関し、所属する高等学校長が特に推薦する者を対象とする。公募制の出願資格は、高等学校等長の推薦を受け、全体の評定平均値が 3.5 以上の本学を専願とする者で、現役生のみではなく、高等学校卒業後 2 年以内であれば出願可能としている。指定校制・公募制ともに、保育及び関連分野への高い関心と、入学後の学びに対して意欲的に取り組む姿勢があることを条件とする。指定校制の選抜方法は面接と口頭試問、公募制は小論文、面接・口頭試問、表現である。

なお、指定校制は受験実績等を踏まえ随時見直しを行っている。

3) 学校推薦型選抜（大谷系列校）

併設の札幌大谷高等学校及び北海道内の真宗大谷派関係学校である函館大谷、帯広大谷、北海道大谷室蘭、稚内大谷の各高等学校、計 5 校を対象とした指定校推薦入学試験である。出願資格は、当該年度に指定校を卒業見込みであり、保育に強い関心を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある本学を専願とする者で、人物・生活態度に関し、高等学校長が特に推薦した者としている。選抜方法は指定校制と同様、面接、口頭試問である。

4) 特別選抜

社会人、海外帰国子女、外国人留学生及び再入学、再チャレンジを希望する者を対象とした入学試験制度であり、学校推薦入学試験と同一日程で実施している。選抜方法は小論文と面接である。

5) 一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期

学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、一般的な学力を審査する入学試験制度として位置付け、Ⅰ期(2月)とⅡ期(3月)の2回実施している。国語を必修として思考力・判断力・表現力を、選択科目(「日本史B」や「生物基礎」など)により知識や技能について判断している。

6) 大学入学共通テストⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期

学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、個別学力試験は行わず、当該年度の大学共通テストの成績により選抜する。国語を必須科目、そのほか1教科1科目を選択科目としている。

7) 特待生試験

当該年度の入学者で学業成績が特に優れ、かつ向上心が強く、将来保育者として広く社会に貢献できると思われる人材を特待生として選抜する。選抜方法は一次試験は一般選抜Ⅰ期に準じ、二次試験として面接を実施している。

8) 専攻科保育専攻入学者選抜

本学を卒業及び卒業見込みの者、またはこれと同等もしくはそれ以上の学力があると認められる者で、幼稚園教諭二種免許状を取得または取得見込みの者を対象とし、小論文、面接及び実技(ピアノ、本学出身以外の受験者のみ)で可否を判定する。Ⅰ期(10月)、Ⅱ期(12月)、Ⅲ期(3月)の3回実施している。また、令和2(2020)年度入学試験から指定校制を設けており、本学が定める指定の短期大学を卒業見込みの者で、幼稚園教諭二種免許状を取得または取得見込みの者を対象とし、保育に強い関心を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある者で、人物・生活態度に関し、学校長が推薦する者としている。

図表 2-1-3 令和5(2023)年度 保育科本科入学試験区分別選考方法・出題科目

区分	選考方法・出題科目
総合型選抜	選抜方法 課題探究(指定された課題の中から1つ選択) 面談 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
学校推薦型選抜 (指定校制)	選抜方法 面接・口頭試問 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
学校推薦型選抜 (公募制)	選抜方法 小論文 面接・口頭試問 表現(歌唱・器楽・絵画のいずれか1科目を出願時に選択) 入学者選考

札幌大谷大学短期大学部

区分	選考方法・出題科目
	選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
学校推薦型選抜 【大谷系列校(札幌大谷高校)】	選抜方法 面接・口頭試問 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
学校推薦型選抜 【大谷系列校(札幌大谷高校以外)】	選抜方法 面接・口頭試問 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
特別選抜 (社会人・海外帰国子女・外国人留学生・再入学・再チャレンジ)	選抜方法 小論文 面接 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
一般選抜Ⅰ期	選抜方法 必須科目 国語総合(古文、漢文を除く) 選択科目 日本史B、政治・経済、生物基礎、コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱの4科目から出願時に1科目選択 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
一般選抜Ⅱ期	選抜方法 国語総合(古文、漢文を除く) 面接 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習
大学入学共通テスト Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期	選抜方法 必須科目 国語(近代以降の文章) 選択科目(1教科1科目選択) 外国語(英語リスニング含む) 地理歴史(「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」) 公民(「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理、政治・経済」) 数学(「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」「簿記・会計」「情報関係基礎」) 理科(「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」「物理」「化学」「生物」「地学」) ※選択科目について、2科目以上受験した場合は、高得点の1教科1科目を合否判定に使用 入学者選考 選抜結果をふまえ書類審査 ※入学前課題 入学予定者は指定された入学前課題の学習

図表 2-1-4 令和 5(2023)年度 保育科特待生試験・出題科目

区分	選考方法・出題科目
特待生試験	選抜方法 1次試験 必須科目 国語（古文・漢文を除く） 選択科目 コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、日本史B、政治・経済、生物基礎の4科目から出願時に1科目選択 2次試験 面接

図表 2-1-5 令和 5(2023)年度 専攻科保育専攻・出題科目

区分	選考方法・出題科目
専攻科保育専攻	選抜方法 小論文（事前提出） 面接

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去 5 年間の入学定員及び収容定員、学生在籍数は図表 2-1-6 に示すとおりである。

保育科の直近 3 年間の在籍者数は、令和 3(2021)年度が 175 人で定員充足率は 87.5%、令和 4(2022)年度は 160 人で定員充足率は 80.0%、そして令和 5(2023)年度は 155 人で定員充足率は 77.5%である。直近 3 年間の推移だけを見ても、定員充足率は年々低下していることから改善に努めるとともに、令和 6(2024)年度入試からの入学定員変更を予定している。

図表 2-1-6 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧（過去 5 年間）

(人)

学 科	令和元(2019)年度				令和2(2020)年度			
	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
保 育 科	100	101	200	193	100	98	200	200
専攻科保育専攻	10	13	20	19	10	7	20	20
合計	110	114	220	212	110	106	220	220
学 科	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
保 育 科	100	73	200	175	100	85	200	160
専攻科保育専攻	10	10	20	17	10	21	20	31
合計	110	83	220	192	110	106	220	191
学 科	令和5(2023)年度							
	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数				
保 育 科	100	64	200	155				
専攻科保育専攻	10	10	20	31				
合計	110	74	220	186				

専攻科保育専攻の直近 3 年間の在籍者数は、定員 20 人に対して令和 3(2021)年度は

17人、令和4(2022)年度は31人、令和5(2023)年度も31人で推移している。短期大学部全体の収容率は令和3(2021)年度が192人で定員充足率は87.3%、令和4年(2022)年度は191人で定員充足率は86.8%、そして令和5(2023)年度は186人で定員充足率は84.5%である。保育科の入学者数が令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて25人減少した以降、定員充足が難しい状況となっている。よって、今後も保育科の入学者数が減少すると専攻科の在籍も安泰とは言えず、募集強化とともに並行して短期大学部そのものの見直しを検討していく。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

令和2(2020)年度からのアドミッション・ポリシーを新たに作成したため、オープンキャンパス、大学案内、大学ホームページ及びSNS等を利用して学外への広報を行い、周知に努める。教育内容が多く受験生に理解されるよう、入学支援センターが主導し、大学ホームページ、インターネットによる広報、進学相談会及び高校訪問等による情報提供等をより一層強化し、引き続き適性の高い入学者の確保に努める。

さらに、受験機会の拡大や多様化を図ることを目的に令和3(2021)年度入学者選抜試験より大学入学共通テストや指定校の拡大を行った。入試内容については、令和6(2024)年度入試より総合型選抜入試におけるエントリー制度の再導入を図るとともに、学校推薦型入試の科目を見直し、受験生が進学先を決めるに当たり受験しやすいように変更する。

また、併設の札幌大谷高等学校及び北海道内各大谷派関係高等学校への学科及び教育内容の説明会実施により連携を強化し、受け入れを促進するための入学料の全額免除(札幌大谷高等学校)、半額免除(北海道内各大谷派関係高等学校)を継続して実施する。札幌大谷高校では、保育講座や進路相談の時間での保育科紹介など進路指導部との連携を強化してきた。特に本学施設内にある子育て支援センター「んぐまーま」でのボランティア体験を実施し、高校生からも大変好評であったため、今後も、密なコミュニケーションを図り、高大の関係強化に努めていく。

さらにオープンキャンパスでは、保護者対象の時間を設け授業料や本学の教育内容についても詳しく説明しており、今後も継続して理解を深めてもらうよう開催していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、併設大学との合同の学修支援センターと学務課を中心に実施している。学修支援センターは学長が選任したセンター長及び副センター長、センター長

が選任した教職担当、学科から推薦されたセンター員を持って構成される。

なお、副センター長のうち1人については学務課の職員が選任されるものとしており、教職協働の体制が保たれている。また、学科の体制として担任が中心となって学生の情報を共有し学修支援に活かしている。従来は、保育科の1学年に対し2、3人の専任教員が担任としてついていたが、令和3(2021)年度より全ての専任教員で受け持っている。そのため教員1人当たりの担当学生数は各学年10人程度となり、よりきめ細かい支援が可能となった。

専攻科保育専攻に関しては、各学年10人前後であるため、従来どおり1学年に対し1人の専任教員が担任を受け持っている。

休学を希望する学生については、担任の教員が事前に面談をして事情を確認し、休学中も情報共有を途絶えない対応をしている。中途退学する学生については、退学後の方向についての相談も含め、クラス担任等が親身に対応している。また、休学、退学する学生については、対応した教員がその都度学長に状況を説明し、教授会でも報告される。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学はTA(Teaching Assistant)制度は設けていないが、卒業生を事務補佐員として採用し、授業準備や運営などの教育補助業務に従事し学修支援の充実に取り組んでいる。また、令和2(2020)年度からは本学卒業生で現職経験のある実習助手を配置している。実習助手は実習に係る事務的作業や手続きといった業務を担うほか、実習指導の授業の補助教員として授業に入ることもある。

教職協働による学修支援体制については2-2-①で示したが、一層の学修支援の充実のために以下の1)~7)のような取組みを行っている。

1) 入学前教育の実施

新入生の入学前教育として、入学試験合格者全員に入学前課題を課している。課題内容は、「児童文学」、「音楽」、「環境」、「健康」、「美術」といった保育で扱う各領域に関するものとなっている。これら入学前課題をとおして、入学後の学修への意識づけを図ると同時に、入学後の学修へスムーズに接続できるようにしている。また専攻科保育専攻に進学をする学生に関しては、1月末に実施する「修了研究」(学修総まとめ科目)の発表会への参加を促し、入学後に向けて学修意欲の向上を図っている。

2) 全学科横断型の「初年次教育」の実施

本学の個性的な学科構成を活かし、新入生には併設大学も含めた全学科横断型の「初年次教育」を実施している。これは学部の垣根を超えた学修機会の提供となっており、学生は音楽学科、美術学科、地域社会学科、保育科の教員から幅広く教養教育を受けることができ、さらに他学科の学生との交流も可能となっている。

3) 入学時期における全新生との面談の実施

入学後の学修や生活が順調に軌道に乗るように、4月の入学時期には公認心理師の学生相談員による全新生を対象とした面接を実施している。これによって躓きや困難の兆候を早期に把握することができ、必要に応じてクラス担任等の教員と情報共有やフォロー体制に備えることが可能となった。なお、個人情報共同守秘義務によって厳重に

守られていることは当然であり、学生に資しないラベリングは排除されている。

4) オフィスアワー制度

新年度時間割の確定後に全教員は週に最低 90 分以上のオフィスアワーを設定しており、学生ポータルサイト内で学生に周知している。本学には研究棟の配置はなく、各研究室は講義室や実習室に隣接していることから、日常的に学生と教員のコミュニケーションがとりやすい環境にある。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、コロナ禍下においてはオンライン上でのやり取りを推奨したが、結果として新たな学生対応の回路が経験されることになり、教員の学生対応についての可能性が広がった。

5) 障がいのある学生への対応

大学ホームページでは「障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針」が公表されており、事前に不安が払拭されるように努めている。これまで視覚障害や聴覚障害のある学生、車椅子を利用する学生に対応してきた。入学前から対象となる学生のニーズを十分に聞き取り、入学後は周囲の学生や教職員とともに学修支援のための体制を整備している。

6) 合理的配慮を必要とする学生への対応

合理的配慮の必要な学生に対して学修保証を一層充実するために、個々のニーズに応じて様々な対応を行っている。合理的配慮の必要な学生に対して学修保証を一層充実するために、個々のニーズに応じて様々な対応を行っている。学生支援委員会委員長、学生相談室室長、学務課職員、その他の委員によって構成されているアクセシビリティ推進委員会が中心となり、個々の事情を確認したうえで合理的配慮について審議し、担任などの専任教員及び科目を担当する非常勤講師、職員を含む三者間の情報共有と連携を密にして対応している。

7) 長期履修制度

職業を有する場合や健康上の事情等により、修業年限内での修学が困難な学生の学修支援として長期履修制度（最長 4 年）がある。必要な学生には学修継続に資するものとして長期履修利用を薦めており、履修計画の作成については担任等の教員がサポートしている。各自の状況に応じて学修を進めることができるため、制度を利用した学生の安心感も維持されている。令和 4(2022)年度の制度利用者は 3 人となっている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度から全学科の新入生を対象に、ディプロマ・ポリシーの基礎的汎用的スキルと紐づいて各学生の資質や可能性を可視化する「アセスメントテスト」を実施した。入学後の学修指導に参考となる個々の学生の特性が導きだされることから、その結果を学生の成長を促す形でフィードバックすることとしている。「一人も取りこぼさない教育」という理念を具現化するために、個々の学生の顔が見える支援をより一層進めていく。

出席不足による単位認定不可、ひいては学修意欲の減退による休退学を防止するために、日常的に担任と科目担当教員（非常勤講師を含む）が密に連携をとることが必要である。現在機能している出席状況把握システムを活用し、学修支援センター委員及び担

任が中心となり学生指導をさらに丁寧に行っていくことが必要である。また、健康上の事情だけでなく、様々な事情により 2 年間で幼稚園教諭免許二種免許状及び保育士資格を取得して卒業するために必要な単位を全て取得することが難しい学生に対しても長期履修制度を積極的に活用することで休退学者を防止することが必要である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア支援センター・キャリア支援課による支援

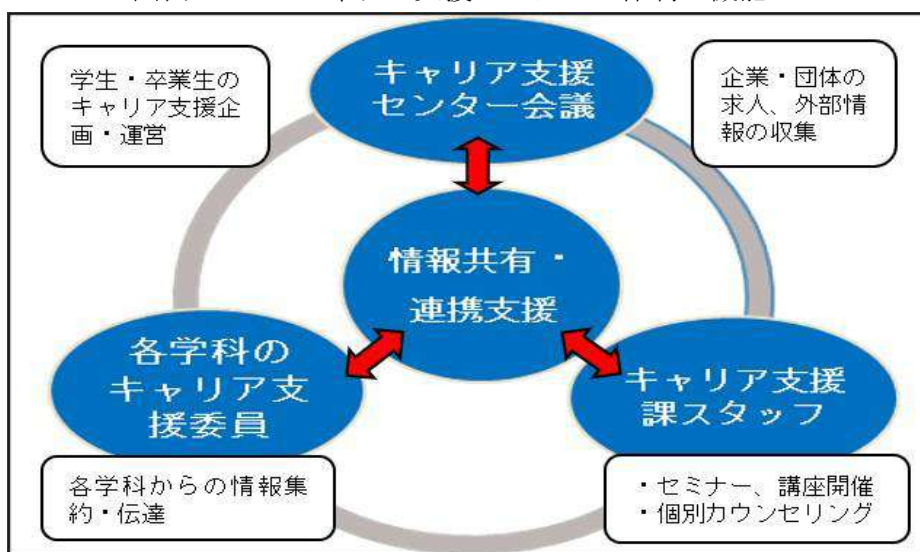
キャリア支援の全学的な体制として、各学科から選出された専任教員と事務職員でキャリア支援センターを組織し、学生への個別指導・助言、各種イベントの企画・実施、ガイダンスの開催、採用情報の提供等に関する各種キャリア支援に取り組んでいる。また、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導など就職全般の相談・指導業務は、キャリア支援センター及びキャリア支援課で随時対応している。

キャリア支援センターでは毎月 1 回定例会議を開催している。定例会議で審議される事項は以下のとおりである。

(1) 学生のキャリア形成教育に関すること。(2) 学生の進路選択支援に関すること。(3) 学生の進学活動支援に関すること。(4) 学生の就職活動支援に関すること。(5) 学生のインターンシップ活動に関すること。(6) 学生の資格取得活動支援に関すること。(7) 卒業生の就職活動支援に関すること。(8) そのほか、学生のキャリア支援に必要なこと。

また、委員会で審議し議決された事項は、教授会で審議又は報告され、学長に報告される。

図表 2-3-1 キャリア支援センターの体制と機能



自由に活用できるキャリア支援センター (B棟1階)



2) 教育課程内でのキャリア支援

学生の社会的・職業的自立に関する指導は、履修科目であるキャリア系科目の授業と課外での就職支援を通じて行うことを基本としている。また、本学キャリア系科目の特徴の一つは、入学時に新入生全員を対象とした全学共通科目「初年次教育・情報リテラシー」(必修)を配していることである。卒業後を見通した大学での学び方を学ぶことをねらいとしたこの科目では、学科の垣根を超えたチーム学習(アクティブ・ラーニング)を行い、書くこと・話すことを含む社会人の基本能力となるチームワーク力及びコミュニケーション能力の養成を図っている。さらに、特色ある多様な進路希望に対応すべく、教育課程内にキャリア系科目を配置している。

キャリア系科目として保育科では、1年次に「社会人基礎」を設置し、基礎学力や専門知識を活かすための社会人基礎力が身につくよう指導を行っている。また、1年次後

期に開講している「情報処理」では希望者のみ文書デザイン検定試験を受けることができる。受験状況を以下図表 2-3-2 に示す。

専攻科保育専攻では、2 年次に「職業論」を配置し、幼稚園理事長・園長として実務経験のある教員が、実践的な教育を行っている。

図表 2-3-2 令和 4(2022)年度 文書デザイン検定試験受験状況

(人)

文書デザイン検定試験 (2023 年 2 月) 対象：保育科 1 年		
受験等級	受験者	合格者
1 級	12	8
2 級	22	17

専攻科保育専攻では 1 年次に「情報処理演習」において日本語ワープロ検定試験や情報処理技能検定試験を受けることができる。受験状況を以下図表 2-3-3 に示す。

図表 2-3-3 令和 4(2022)年度日本語ワープロ検定試験・情報処理技能検定試験受験状況

(人)

日本語ワープロ検定試験 (2022 年 7 月) 対象：専攻科保育専攻 1 年		
受験等級	受験者	合格者
1 級	1	1
準 1 級	3	2
2 級	2	2
準 2 級	1	1
情報処理技能検定試験【表計算】 (2023 年 2 月) 対象：専攻科保育専攻 1 年		
受験等級	受験者	合格者
準 1 級	0	0
2 級	3	3
準 2 級	1	1

3) キャリア支援プログラムによるキャリア形成と支援

キャリア支援センターが中心となり、大学共通科目の中にキャリア支援プログラムを開講している。卒業後の進路に直接役立つ各種資格取得講座や自己研鑽のための講座、インターンシップや社会連携・地域貢献活動を促進する講座など学生の自主的な学びに繋がる多彩なプログラムを展開している。保育科では「札幌大谷大学と札幌大谷大学短期大学部における単位互換に関する協定書」に基づき併設大学の授業科目を履修できることから、選択科目の教養科目として認定している。

令和 4(2022)年度は 4 区分 28 講座を開講、併設大学と合わせ延べ 120 人が受講した。

図表 2-3-4 令和 4(2022)年度キャリア支援プログラム一覧

(人)

プログラム区分		プログラム例	履修 登録者数	単位 認定者数
A	【職業・インターンシップ型科目】インターンシップ、社会・企業連携に関わる科目	自己開拓型インターンシップ、ビジネスプランコンテスト、企業協働型ビジネスプランニング、地域メディア実践、福祉インターンシップ、札幌市消防音楽隊訓練指導、ドキュメント映像制作	36	30
B	【社会貢献・自己研鑽型科目】ボランティア、学外研修、コンクール出場等に関わる科目	学習支援ボランティア、福祉ボランティア、グリーンツーリズム貢献事業、古美術研究、英語(e-learning)、美術学科展覧会・コンクール等、アウトリーチ活動	91	75
C	【一般資格取得型科目】各種検定・社会人基礎力養成に関わる科目	MOS Word・Excel 2016受験対策、Illustrator®クリエイター能力認定試験対策、Photoshop®クリエイター能力認定試験対策、色彩検定受験対策	14	9
D	【専門資格取得型科目】公務員、防災士等、専門性の高い資格取得に関わる科目	公務員試験対策講座、知的財産管理技能検定3級試験対策、簿記3級基本講座、ファイナンシャルプランナー講座	14	6

保育科及び専攻科保育専攻における進路就職指導は、学科担任を中心とするもの、キャリア支援センターが実施するもの、学外団体と連携した進路支援の主に三つの体制で行っている。以下に内容を示す。

<担任を中心とした進路就職指導>

- ① 担任が入学時ガイダンスにおいて、学生に対し保育科の大まかな進路・就職状況とその活動の流れを説明する。
- ② 1年次10月に実習事前指導として全学年合同の実習報告会を行い、この際も担任が実習と進路・就職の関係を説明する。
- ③ 2年次新学期ガイダンスで担任が改めて卒業までの進路・就職活動と心構えを説明し、7月までに個人面談、就職試験のある学生には個別の就職指導を行う。
- ④ 2年次7月の就活ガイダンスで進路希望調査実施調査と就職試験時の注意を説明する。これ以降随時担任が、進路相談、履歴書・面接・作文等の試験対策の個別指導を行う。
- ⑤ 2年次9月にキャリア支援課と協力して就職試験時の手続き説明を行う。担任より求人票の見方、そのほかの就職活動の諸注意について詳しく説明する。

<キャリア支援センターによる進路就職指導>

- ① 1年次1月に実施する短大1年生、専攻科保育専攻1年生対象「進路・就職フェア」では、外部講師(園長)による保育現場の考えを学ぶ講演、10数人の内定者による活動報告と懇談を行う。
- ② 2年次7月、9月に短大2年生、専攻科保育専攻2年生対象「就職活動直前ガイダンス」を実施する(上記担任を中心とした指導の⑤)。
- ③ 公務員志望学生の対策として、外部講師による「保育科公務員試験対策講座」を実施している。

「進路・就職フェア」の様子



「就職活動直前ガイダンス」の様子



図表 2-3-5 令和 4(2022)年度就職支援講座等開催一覧

(人)

No	講座名	開催日	開催方法等	対象学年	受講者数
1	保育科公務員試験対策講座	7月 9日 7月16日	オンライン	保育科・専攻科保育専攻 1・2年生	27
2	学内履歴書写真撮影会	7月22日	対面	保育科・専攻科保育専攻2 年生	21
3	保育科就活直前ガイダンス	7月13日 9月28日	オンライン 対面	保育科・専攻科保育専攻2 年生	57 63
4	進路・就職フェア	1月31日	対面	保育科・専攻科保育専攻1 年生	76

・その他の環境整備

学生への求人・進学情報の提供を行うため「キャリア支援センター」と称した就職相談室を設け、求人情報検索用パソコンを3台設置し、求人先からの求人票ファイル・就職試験問題集・求人先別就職資料・過去の就職受験報告書・就職関連書籍を閲覧する環境を整備し、学生の希望する求人情報・就職試験の状況を閲覧しやすいように整理している。また学生ポータルサイトの中に、求人情報や各種講座及びガイダンス等の就活情報や就職活動の流れ、履歴書や礼状などの文例、面接のマナーなどを掲載している。そして770件を超える保育科向けの求人票は、施設別・地域別など特徴を分かりやすく分類、学生が多様な求人を把握しやすいよう表示している。

<学外団体との連携による進路支援>

北海道私立幼稚園協会による「幼稚園・認定こども園キャラバン」を2年次9月に本学で行っている。

内容は、協会員である幼稚園園長等による幼稚園教諭の仕事を紹介する講演、本学卒業生教諭による体験談・質疑応答などである。また、令和4(2022)年度は9月、12月に実施された札幌市主催の「保育園ミーティング」、9月25日(日)に開催された札幌市私立幼稚園連合会主催の「就職フェア(ミライノトビラ2022)」にも積極的に参加するよう紹介

し、多数の学生が参加した。

以上のように教育課程内外を通じ、社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されている。教職員が連携し、学生情報を共有してさまざまな進路（幼稚園・保育園・認定こども園・施設・公務員保育士等）を希望する学生に対しての支援を行っている。その結果、ほぼ全員が保育科の学びを活かした専門職に就職するほか、希望に応じて各学年数名の学生が一般企業への就職も決定しており、ほぼ毎年 100%の進路決定率を維持している。

また、卒業生支援として、在学時に付与したメールアドレスを卒業後 3 年間使えるようにし、支援している。さらに、毎年卒業後半年以内（翌年度の前期中）に専門職として就職した全就職先（公立施設及び道外を除く）を学科専任教員が訪問し、卒業生の勤務状況について把握するとともに、保育現場の本学に対する意見・要望の聞き取りを行っている。

保育科では、幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための実習が実質的にインターンシップの役割を果たしており、教育課程内では現在インターンシップ制度を導入していない。主な就職先である幼稚園・保育所・児童福祉施設などから毎年多数のボランティアの募集があり、学生にとって重要な就業体験の一つとなっている。保育科では事務補佐員がボランティアの紹介と取りまとめを行っているが、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止あるいは延期となっている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援センター・キャリア支援課として学生のキャリア形成支援の充実を図り、学生一人ひとりの志望や動向に配慮した個別支援により、保育科及び専攻科保育専攻の卒業生の就職率は毎年ほぼ 100%であり、現在のキャリア支援の体制は有効に機能している。今後も個々の学生の状況に応じたきめ細かい支援に努めるとともに、学外団体・就職先各園との連携を維持していく。また、卒業生の活躍・動向を把握し、教育に反映させるため、卒業生アンケート及び就職内定先調査を実施し、キャリア支援の効果検証を令和 5(2023)年度に実施する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定及び学生サービス等に関わる業務は、併設大学と合同の「学生支援委員会」及び事務局学務課が連携して担当している。「学生支援委員会」には学生支援委員長、学生サポート部会長、学修支援センター長と各学科より選出された教員のほか、学務課長補佐及び総務課職員が構成員として参加している。これらの組織、部署において、

各種学生サービス及び厚生補導の円滑な提供に努めている。

学生に対する健康相談及び心的支援等は、「学生支援委員会」と学務課が担当し、学務課の管理のもと、健康相談については「保健室」、心的支援等については「学生相談室（ぼらん）」を設置し、日常の学生生活での身体的・精神的問題に対処している。

学生生活の安定のために取り組んでいる支援は以下のとおりである。

1) 保健室

保健室では、交代制で看護師（嘱託職員）2人を配置し、1人が常駐するよう運営している。開室時間は9時から18時までであり、特に診断・治療を要しない程度の疾病に対して対応し、医療機関の受診が必要と判断される場合においては、近隣の医療機関への受診勧奨を行っている。

2) 学生相談室

「学生相談室」は、週5回（月～金曜日）6時間開室し（曜日によって時間は異なる）、非常勤相談員（公認心理師3人）が相談に応じている。学生のような悩み（人間関係に関するもの、身体・精神の健康に関するもの、生活に関するものなど）に対応している。また2-2-②でも示したように、学生へのアウトリーチとして、4月には新入学生全員に対して面談を実施している。医療機関受診の必要性がある場合は、専門医療機関と連絡を取り、受診勧奨を行っている。地域事業機関とも連携を図り、生活支援の必要性がある場合は連携支援を行っている。

授業等で利用できない学生のために夏期・春期の長期休暇中も開室し、公認心理師の相談を受けることができるよう対応している。相談については、電話やメールでの予約を推奨しており、学生を待たせない体制をとっている。

令和4(2022)年度の入学生から実施した全員面談によって、より能動的な学生支援が可能となったことから、令和4(2022)年度の学生相談室の相談者数は併設大学と合わせて対前年比168.4%となった。

3) 年2回の学生面談

学修支援センター及び学生支援委員会が主導し、前期は5～6月に、後期は9～10月の年2回、学科の教員による学生への個別面談を実施している。原則、各担任が全学生を対象に、学生の希望に応じて複数回実施している。

後期の面談の対象者は、成績不振が続いている学生、休学歴のある学生、後期の出席状況が芳しくない学生、卒業学年で単位取得が心配な学生や、進路が未決定の学生、その他気になる学生を対象に実施している。

各担任は、全学生を対象に前期開始後及び後期開始後に個別面談を行っている。1年次の前期の面談では、学修指導のみならず学生生活全般について把握することを目的として実施している。1年次後期、2年次前期の面談では各学生に応じて学修、生活、進路などについて、2年次の後期は進路に関する面談を主に行っている。

4) 経済的支援（各種奨学金制度及び特待生制度）

学生への経済的支援については、各種奨学金制度、授業料減免制度及び特待生制度がある。外部の経済的支援としては、「高等教育の修学支援新制度」、「日本学生支援機構奨学金」、「札幌市奨学金」、「交通遺児育英会奨学金」、「あしなが育英会奨学金」があり、本学独自の経済的支援としては、「おおたに減免」、「学生支援緊急給付金」、「特待生」が

ある。

これらについては、学生便覧、学生ポータルサイトによって情報提供しているほか、新入学生へ毎年度当初にオリエンテーションで紹介している。以下に各奨学金及び授業料減免制度の利用状況を示す。

図表 2-4-1 経済的支援の実績

(人)

	給付／貸与	令和 4(2022) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 2(2020) 年度
高等教育の修学支援新制度	給付	35	30	25
日本学生支援機構奨学金	貸与	59	74	75
札幌市奨学金	給付	2	0	0
保育士就学資金貸付	貸与	2	9	11
東本願寺奨学金	給付	1	4	4
卒業生等子奨学金	給付	1	4	2
おおたに減免	給付	18	13	26
家族授業料減免制度	給付	1	2	0
特待生	給付	4	2	-
保育科特待生	給付	-	2	4

5) 「緊急・応急採用授業料減免」の制度

経済的な理由による休退学を防止する取組みとして、様々な奨学金制度を実施しているが、特に予期できない理由により学業の継続が困難になる学生を支援することを目的とし「緊急・応急採用授業料減免」の制度を設けている。

6) 学費分納の許可

経済的な理由による休退学を防止する取組みとして、経済的理由により納付期限までに納付金の納付が困難である場合には、個々の事由を把握したうえで学費等の分納を認めている。

7) 保証人対象の相談窓口の開設

経済的な理由による休退学を防止する取組みとして、学生生活支援（経済的支援）の相談窓口を開設しており、保証人にもその旨を周知するように学生の成績とともに郵送している。

8) 課外活動

課外活動の運営は、併設大学と合同の学生組織である学生自治会が中心となって行っており、学生支援委員会及び学務課が助言及び指導を行っている。各クラブには、学生から徴収した自治会費より活動費を支給し、加えて教育後援会からも経済的な支援等、積極的な資金的補助を行っている。

課外活動については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが学生自治会を中心に必要な措置をとった。強化クラブについては、連盟などの外部団体の指導のもと感染症対策を行い必要な日程を消化した。また、自治会主催で、複数のサークルが協力する形態でオリエンテーション期間にピア・サポート活動の一環としてコミュニティ・カフェを開催した。在学生の声かけにより新入生の不安が解消される契機ともなり、また、他学科との教員や職員と学生との交流の場としても効果的であった。

9) ハラスメントの予防体制

各種のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等）への対応については、「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程」に定められており、ハラスメント対策委員会を設置している。ハラスメント等の防止のため、上記規程に沿って学科の教員 2 人に加え相談員、事務職員からなるハラスメント相談員を学生からの相談窓口として提示し、防止対策に取り組んでいる。

10) 学生ポータルサイトの開設

学生への連絡についてはポータルサイトを導入しており、学生生活に必要な情報を提供している。ポータルサイトには学生へのお知らせ、学生便覧の情報、キャンパスライフに必要な情報、学修の情報や学科個別の情報などが掲載されている。また、ポータルサイト内には「学生相談総合窓口」も設置されており、学生の不安や悩み、要望等に随時応えられる体制をとっている。これは、令和 4(2022)年 4 月に全新生を対象に実施した「建学の精神などに関する意識調査」（回収率 96.6%）の結果を踏まえて開設したものである。本調査では、「これからの学生生活に対して不安に思っていることがあるか」と尋ねたところ、9 割の新入生が何らかの不安を抱えていることが明らかになったためである。学生には毎月「学生相談総合窓口」の案内を発信しており、学生の声を汲み取る機会を周知するように務めている。寄せられた相談等については、担当者が相談者に対して個別に対応している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の抱える心身の障害が深刻化・複合化しており、各学生の抱える心身状況に応じたきめ細かい対応が今後より一層必要となる。令和 4(2022)年度の入学生から、4 月に学生相談室（ぼらん）の相談員による全員面談を実施しており、支援が必要になるであろう学生について、早期に確認する体制をとれるようになった。アウトリーチ型の学生支援が可能となったが、支援のタイミングなど運用についてはさらに検討していく必要がある。具体的に学生生活の安定に繋げていくよう改善していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設全体の維持及び管理に関する業務は、総務課が定期点検に加え、随時トラブル等に対応し有効活用できるよう努めている。また、快適な学修環境維持のため、清掃業務

に関しては専門業者に委託し実施している。校地・校舎は併設大学と共用しているが短期大学設置基準を上回る面積を有している。校舎について全棟の耐震診断をした結果、改修が必要と診断された C 棟及び北棟 1 号館（解体済み）のうち、C 棟については平成 27(2015)年度に耐震補強工事を終えた。平成 30(2018)年には新校舎の建設に着工し、現在は A 棟として使用している。

体育施設は、キャンパスから車で約 20 分の場所に併設大学と共用のグラウンドを所有しており、主に野球部、サッカー部が使用している(37,369 m²)。体育の授業は併設の札幌大谷中学校と共用の中体育館で実施することで、体育施設を法人全体で活用している。

情報関係施設設備の運営及び整備、電気設備などの修理や保守点検、植木等の維持管理はその都度専門業者と連携を取り合いながら設備の維持・管理を実施している。また、「学校法人札幌大谷学園危機管理規程」において、緊急時に理事長の判断に基づき危機対策本部を設置することを定めている。

災害時の対策として、学生支援委員会主導のもとに消防訓練を毎年 1 回実施し、大学構内における避難経路や避難時の誘導方法等を確認し点検している。実施日時は授業時間内に設定し、学生及び全教職員が参加している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設等

併設大学と共用の講義室については、主に使用する A201、A202、A304(講義室 3 室)と共用講義室 10 室が各種講義に対応している。演習室・実習室については、A102 (保育実習室)、A305、A306 (実習室)、A502～A508 (演習室 7 室)、A104 (絵画工作室)、A501 (演奏室)、C106 (栄養実習室) などがあり、実験室は A105 (環境実習室) がある。また、毎週開催される子育て支援センターや併設の札幌大谷大学附属幼稚園も学生の実習の場となっている。

そのほか実習施設として、B160 (コンピュータ教室)、C111 (情報処理室)、B113 (LL 教室) には、常設のパソコンのほか、スクリーン・プロジェクターを完備し、併せて B160、B113 には、教材提示装置を設置して、さまざまな講義に対応できるよう備えている。また、個人研究室、共同研究室の各室には、パソコン、AV 機器を設置している。

学修環境としては、AV 機器やプロジェクター、簡易ステージやピアノなどを備えるアクティブ・ラーニング用のスペースを K 棟 1 階に設け、隣接する図書館では、プロジェクターやノートパソコン、ヘッドフォンなどの貸出しを行っている。また、K 棟 3 階には、3D プリンタや刺繍ミシン、レーザーカッターといったデジタルファブリケーション機器を備えるスペースを設け、授業及び授業外の学生利用が可能となっている。

各教室には無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学生のタブレット端末やノートパソコンを用いた学修環境を整備している。授業で利用する情報端末は、タブレット並びにノートパソコンを推奨しているが、スマートフォンの利用については、昼休みや授業終了後の放課後の時間帯に、食堂や空き教室で無線 LAN を利用し自学修を行うことができる。また、学生便覧やシラバス、キャリア支援、情報サービスに関する情報をポータルサイトにまとめ、学生への円滑な情報提供を整備している。

こうした教室や学内情報サービスの使い方については、新入生に対して入学時にオリエンテーションを行い、「初年次教育・情報リテラシー」の授業内でもオンラインの Google Classroom への参加や課題作成に用いるアプリケーションについて解説を行っている。また在學生に向けては、新学期ごとに更新した学内情報サービスに関する説明資料を提供している。

2) 図書館

図書館の管理運営については全学科から選出された図書委員(教員)と学術情報課職員から構成される「図書委員会」で定期的に協議を行い対応している。開館時間は、平日が 9 時から 19 時、土曜日及び長期休暇期間の平日は 9 時から 16 時となっている。

蔵書としては、各学科の特色を備えた資料を所蔵しているほか、本学の建学の精神をもとに収蔵している「見真文庫」があり、親鸞聖人に関連する資料や仏教関係の図書を中心に所蔵し、蔵書の特色となっている。また、音楽関係の図書・楽譜・雑誌・AV 資料を所蔵している。

図書館の地域開放の一環として、本学に開設している子育て支援センター「んぐまーま」の会員に利用を開放している。

蔵書数は、121,240 冊である。令和元(2019)年度に書庫に書架を新設した際、それまで閉架にしていた製本雑誌等の 1,734 冊を開架にした。

2,689 種類の定期刊行物と 12,003 点の視聴覚資料を所蔵している。また、3 種類の電子ジャーナル、4 種類のデータベースの利用が可能となっている。令和 4(2022)年度の開館日数は 250 日、入館者数は 13,822 人、貸出利用者数は 2,256 人を数えた。

図書館の利用案内として、図書館ホームページに利用方法や、併設大学の音楽学科及び美術学科の学生が制作した図書館案内動画を掲載し周知している。また、図書館職員による論文やレポート作成のための文献検索ガイダンスも随時実施している。

学生生活実態調査(令和 4(2022)年 12 月実施)において、A 棟にも図書館返却用ブックポスト設置の要望があったことに伴い、全学生がより利用しやすいよう B 棟キャリア支援センター入口前に設置することになった。

図書館の相互協力については、国立情報学研究所目録所在情報サービスを利用して全国の大学図書館間で相互貸借を行っている。また、「北海道地区大学図書館相互利用サービス」に加盟し、このサービスに加盟している北海道内の国公立大学図書館と閲覧や貸出しなどの相互利用を行っている。さらに、「音楽図書館協議会(MLAJ)」に加盟し、全国の加盟館とも相互協力している。

3) 情報教育施設・設備

情報教育のための施設・設備は、B 棟 1 階に 2 室(教員用 1 台、学生用 24 台)、C 棟 1 階に 1 室(教員用 1 台、学生用 44 台)の 3 か所である。令和元(2019)年度に完成した A 棟及び図書館でもさらに貸出しパソコンを増やすことで、パソコン教室として占有する教室を減らし、教室の稼働率並びに授業外学修の拡充を図った。これらの施設の使用時間は、授業開講期間は 21 時 45 分まで、授業開講期間外は 20 時 45 分までとなっている。これらの教室は、授業時間外であれば学生が自由にレポート作成や課題制作等に利用できる。それぞれの教室の利用方法、並びに学内サービスの利用については、入学時にオリエンテーションを行っている。また、各教室の利用方法や学内サービス利用に関

する情報については、学内情報サービスサイトに掲載している。

情報教育施設・設備使用についての学生向けガイドラインとして「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 情報セキュリティポリシー」を学内情報サービスサイトに掲載している。

学内ネットワークには、課題提出用の共有フォルダが用意されているが、そのほか全教職員、全学生には、クラウドストレージを提供し、学内無線 LAN を利用し、課題制作並びに課題提出といった情報共有が行える環境も整備している。インターネット接続の際には、本学では、学内ネットワークのセキュリティー対策として beat 及びエフセキュアを導入しており、外部からの不正アクセスを防止している。各教室の情報機器及び施設の管理・運営には、札幌大谷学園情報センターのセンター長を兼務する委員長のほか、本学及び併設大学の専任教員 3 人と事務職員 3 人から構成される情報環境委員会が対応している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

学内は、各棟及び各階への移動はバリアフリー化されている（ステージ壇上への移動は除く）。視覚障がい者への対応としてエレベーター4 基に点字表示を取り付けており、5 基には音声案内、安全防護センサーを取り付けている。車椅子利用者に対応するトイレを 6 か所設置している。

K 棟については、スロープと楽器運搬も可能なエレベーターを設置しており、楽器搬入・搬出時のトラックが横付けできるスペースも確保されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教室は時間割作成時に決定しているが、前年度の学生数と履修者を確認し、教室の収容人数を超えないように設定している。特に演習科目は、50 人以下のクラスで授業を実施するようクラス分けを行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

老朽化した機器の更新作業といった管理運用面の観点、また学生への ICT に関する学修機会の創出といった面から、パソコンなどの情報端末を設置した実習施設を縮小しながら、学生個人が持参したパソコンなどの情報端末を活用し授業を受講する環境を整備する。そのため、学内サービスの整備、学内ネットワーク及び無線 LAN の整備、各教室のアクセスポイントの増強を計画する。また、老朽化した情報機器の更新に合わせ、大学業務支援で利用するソフトウェアなどの更新作業も並行して進める。

また、学生便覧やシラバス、キャリア支援や学内情報サービスについて、ユーザビリティを高めるよう、ポータルサイトの整備を行う。それぞれの委員会によってポータルサイトの運用が進められており、利用しているサイトのサービスが異なるため、学内の情報サービスとの親和性の高いサイトへの統合を検討する。

さらに、学内ネットワーク及び無線 LAN 環境の整備については、通信速度の低い規格の機器が回線速度の妨げになることから、古い機器の交換や老朽化した機器の更新を実施している。耐用年数やサポート終了に伴う変更が生じた場合には、継続して、情報機器の

入れ替えやシステム変更を行っていく。さらに教室の収容人数と開講科目の内容を精査したうえで、優先順位をつけ、中期的にアクセスポイントの増強を計画し、学内無線 LAN アクセシビリティを高めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望については、学生生活実態調査の調査項目「(1)学修について」として調査しており、個別の意見・要望については、学科や学修支援センターなどで検討し学生に回答し、学生ポータルサイトに公開している。また、調査結果については IR データとして分析を行い、合同教授会において共有している。その結果については大学ホームページで公表している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身の健康状態や生活に関する学生の意見・要望については、学生生活実態調査の調査項目「(3)心身の健康等について」、「(4)生活サイクル等について」などで調査しており、個別の意見・要望については、学科や学生支援委員会などで検討し学生に回答している。

調査結果の共有及び公表については、2-6-①と同様である。

令和 4(2022)年度の学生生活実態調査においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって学修機会が制約されたことへの不安の声が寄せられたが、学科の教員が親身にフォローする体制を強化し、学生にも伝えている。また、健康に関する相談については、「保健室」、「学生相談室（ぼらん）」が対応しており、学生便覧、大学ホームページによって周知している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望については、学生生活実態調査の調査項目「(1)学修について」及び「(2)施設・設備について」として調査しており、個別の意見・要望については、学科や学修支援センター、情報環境委員会、事務局などで検討し学生に回答し、学生ポータルサイトに公開している。また、調査結果は IR データとして分析を行い、合同教授会において共有し大学ホームページで公表している。

令和 4(2022)年度の学生生活実態調査においては、学内の無線 LAN 環境についての意

見が寄せられたが、情報環境委員会を中心に迅速に対応したところである。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見を集めるため、様々な調査を実施しているが学生の回答負担が大きくなっていることが懸念される。学修成果の可視化を見据えて、間接評価であるディプロマ・ポリシー達成度調査の対象学年と実施時期を変更する予定であり、これに合わせて、学生生活実態調査との間で調査項目の整理をする予定である。

学生の多様化が進むなか、より一層きめ細かい対応が求められている。学生対応のための FD・SD 研修の成果を教職員が共有する機会も増やしていく。

【基準 2 の自己評価】

アドミッション・ポリシーに即した入学者を受け入れるため、入試委員会を中心に公正かつ適切な体制が整備されている。時代のニーズを的確に把握した多様な選抜方法を実施することによって、受験生の増加が図られている。学生の受入れ、定員の充足率も順調である。また、Web による受験を広く可能にするなど、受験生にとっての便宜が工夫されている。

キャリア支援は、教育課程内、課程外ともに所属学科の学生特性に合わせた支援体制が重層的に機能しており、高い就職決定率に繋がっている。

学生に対する学生生活支援については、小規模大学であることを強みとして、一人ひとりの顔の見えるきめ細かい支援が実践されている。教員による面談も切れ目なく実施されており、建学の精神に則った学生支援に教職員が一丸となって取り組んでいる。保健室や学生相談室との連携も機能的に果たされている。

「学生生活実態調査」によって集められた学生の声は、IR 推進課でデータを整理し、関係各部署で分析・検討した結果を学生にフィードバックするとともに具体的な支援にも反映させている。

以上のことから、基準 2 を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）では、「札幌大谷大学短期大学部 学則」（以下「学則」という。）第 1 条に規定する教育目的を踏まえて、短期大学部全体のディプロマ・ポリシーと学科のディプロマ・ポリシーについては以下のとおりである。

ディプロマ・ポリシーについては、学生向けには年度当初の各学年オリエンテーションで説明し周知徹底している。また、大学ホームページで公開しているほか、新入生向けのオリエンテーション時に周知している。

・札幌大谷大学短期大学部

- 1 基礎的汎用的スキル：社会において多種多様な人と協働し実践する力
- 2 自律性：目標達成のために努力を重ねる力
- 3 課題発見・社会貢献性：広い視野をもって、社会の課題を発見する力
- 4 知識活用：学んだ専門知識や技術を目的に応じて使いこなす力

・保育科

- 1 人間性：建学の精神に基づいた豊かな人間性と、真理を探究する姿勢を持ち、社会人としての基礎的教養を身につけている。
- 2 知識理解：幼児教育・保育に関わる理論と技術、子どもの成長・発達についての専門的知識を修得している。
- 3 協調性：社会の様々な問題に関心を向け、幼児教育・保育の現場で他者と協力して対応する行動力を身につけている。
- 4 知識活用：各々の関心に基づく得意分野を持ち、幼児教育・保育の実践に活かすことができる。

・専攻科保育専攻

- 1 人間性：建学の精神に基づいた豊かな人間性と、学びの成果を活用して社会に貢献しようとする使命感を持ち、社会人としての教養を身につけている。
- 2 知識理解：幼児教育・保育にかかわる理論を自分なりに理解するとともに、子どもの成長・発達についての幅広い専門的知識を修得している。

- | |
|--|
| <p>3 協調性：社会の問題を多角的に捉え、客観的に把握するとともに、ほかの専門職と協働して解決に向けて行動するリーダーシップを身につけている。</p> <p>4 知識活用：各々の得意分野をさらに磨き、幼児教育・保育の実践に必要な高い技術を持っている。</p> <p>5 論理的思考力：一定のテーマについて根拠に基づいて論理的に考察し、的確に表現することができる。</p> |
|--|

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学則第 25 条の卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

各授業科目のシラバスの「到達目標」において、その科目がディプロマ・ポリシーのどの項目に対応しているかを記述しており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準であることが明示されている。また成績評価は、学則第 24 条に定める各評価「秀・優・良・可・不可」に加え、学修成績を総合的に判断する指標として GPA(Grade Point Average)を用いており学生便覧に示している。評価方法及び基準はシラバスにも記載している。評価方法については複数の方法を組み合わせて総合的に評価することを、またその評価比率の基準を明記している。5 段階での成績評価に加え、学修成績を総合的に判断している。

なお、定められた授業回数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は「出席不足」となり評価の対象とはならない。

卒業認定基準については、学則第 25 条、第 26 条に基づいて、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程」(以下「履修等規程」という。)で学科ごとに卒業認定の基準を定めている。学生に対しては各学年の年度当初のオリエンテーションで説明し、担任による個別面談の際に個人成績表を参照しながら履修指導することで周知徹底している。

科目設定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、卒業までのディプロマ・ポリシーを達成するための科目の積み上げについては、カリキュラム・ツリーを策定し大学ホームページで示している。また、カリキュラム・ツリーとは別に、卒業までの履修を具体的に可視化した履修モデルを策定しており、学生は自分の将来像を見据えて履修していくことが可能になっている。履修モデルについては学生便覧に示しており履修指導にも使われる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

科目の成績評価方法についてはシラバスに明記されており、成績評価・基準については「シラバス作成の留意事項」において、評価は客観的・公正・厳密であることを求め、ディプロマ・ポリシーに照らしてどの程度達成されたか測る方法を示すものとしている。また、やむを得ない事情により成績が合格水準に達しなかった学生を対象に、科目別担当教員の裁量で再学習課題の機会を設け、課題の結果次第で単位認定する再学習課題を定めている。

学生に示された成績については、異議申し立て期間を設けており、成績評価の透明性、

厳格性を確保している。

全学生を対象に学期ごとの GPA が連続して低い場合には、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程」（以下「履修等規程」という。）第 12 条第 5 項に基づき、以下①～③のとおり段階的に指導、保護者への通知を含む注意喚起を行い、学生が自覚的に学修に取り組むように支援している。

- | |
|--|
| <p>① 1 学期の GPA が 1.0 未満の学生に対しては、担任教員又は学修支援センター員が個人面談をおして学修指導をする。</p> <p>② GPA1.0 未満が 2 期連続又は、通算 3 回になった学生に対しては、学部長又は学科長が個人面談をおして学修指導をし、面談及び指導記録を保証人（保護者）に通知する。</p> <p>③ ②に該当する学生で以降も修学の改善が認められない場合は、学修支援センターでさらなる対応について検討する。</p> |
|--|

上記①～③のとおり、GPA が 1.0 未満の学生に対しては、学修支援センター委員及び担任を中心に履修指導のための面談を行っている。GPA1.0 未満が 2 期連続又は通算 3 回になった学生に対しては、学科長及び学修支援センター委員あるいは担任が面談を行い、指導記録を保証人（保護者）に送付し、保護者とも連携を取りながら学生の学修をサポートしている。

入学前の既修得単位については、学則第 30 条、履修等規程第 19 条に基づき、30 単位までを本学において修得したものとみなすことができる。ただし、学則第 29 条に規定する他大学で修得した単位を本学において修得したものとみなす単位数（上限 30 単位）と合わせる時は、45 単位を超えないものとしている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は学生自身が学修成果を可視化できるようにするために、ディプロマ・ポリシーをこれまで以上に意識して学修していくよう、履修指導の際に徹底していく。

令和 5(2023)年度より、履修モデルを学生便覧に示し、新入生オリエンテーション時に説明をするほか、担任が各学生と面談をするときの履修指導時にも活用することによって、修了認定基準等の周知を図る。また、GPA による履修指導を行っているが、履修指導後の成績の変化についての検証を実施できていない。履修指導後の GPA の推移について①～②までの学生別に履修指導の効果を検証し、履修指導の制度改善に繋げていく。

現在定められている成績評価基準を今後も厳正に適用するとともに、再学習制度のさらなる有効活用により、個別に指導を要する学生の学修を支援していくことが必要である。そのためにも、試験期間及び追試験後の早い段階で再学習が必要な学生について把握し、成績提出日までに十分な学習時間を確保することが必要である。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、学則第 3 条の 2 に規定する教育研究上の目的並びに第 45 条の 2 に定める教育研究上の目的を踏まえて、保育科及び専攻科保育専攻のそれぞれにカリキュラム・ポリシーを定めている。

学科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。カリキュラム・ポリシーについては、学生向けには年度当初の各学年オリエンテーションで説明し周知徹底している。また、大学ホームページで公開し、大学案内に示している。

・保育科

保育者になるために必要な専門的知識・理論・技術を習得するために、2 年間のカリキュラムの中に講義・演習・実習を段階的に配置している。そして、その繰り返しの中で学生自らが課題を発見し、次の学びにつなげていけるように支援する。

学修課程の内容は以下のとおりである。

- 1 建学の精神及び仏教保育（真宗保育）について学びます。
- 2 教養科目において、豊かな人間性と社会人としての基礎的教養を身につけます。特に、全学共通の初年次教育科目において学びの基礎力を養います。
- 3 幼児教育・保育に関する理論と実践するための技術を修得します。
- 4 保育者となるために必要な、子どもの成長・発達についての専門的知識を学びます。
- 5 様々な実習をとおして、理論と実践の結合を図るとともに、幼児教育・保育の諸課題に対応できる実践力を養います。
- 6 本学独自の科目をとおして、感性を豊かにすることを目指しながら各々の関心に応じて深く学び、得意分野を持ちます。

・専攻科保育専攻

短期大学部において学んだ保育者としての専門的知識・理論・技術をさらに深めるための課程編成を行っている。特に 1 年次には実習科目が多く配置されており、すでに取得している保育者の資格を活かして学ぶことになる。また、2 年次には修了研究を行い、今までの学修の総まとめとなる論文を執筆する。

学修課程の内容は以下のとおりである。また、学修成果の評価の方法についてはシラバスに示している。

- 1 建学の精神である仏教の思想や文化に対する理解をさらに深めます。
- 2 キャリア教育・語学教育を深め、豊かな人間性と社会人としての教養を身につけます。

- 3 幼児教育・保育に関する理論の意味を自ら考え、実践に役立てます。
- 4 子どもの成長・発達に関わる専門的知識の幅をさらに広げ、深く学びます。
- 5 附属幼稚園等での実習をとおして、幼児教育・保育の専門家としての実践的スキルを高めるとともに、現場での問題を把握し、自ら解決する方略を考えます。
- 6 各々の得意分野をしっかりと確立して高い技術を身につけるとともに、感性を磨き、子どもとの関わりに活かします。
- 7 短期大学を含めた4年間の学習をもとに修了研究を行い、論文にまとめます。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに示された能力を達成する教育課程を編成するための方針である。そのために、カリキュラム・ポリシーの各項目はどのような能力や資質を伸ばすために科目を配置しているか、という観点から記述されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

具体的にはカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程について体系化したカリキュラム・ツリーを作成しており、ディプロマ・ポリシー達成に向けての道筋を可視化している。また、シラバス及び学生便覧の授業科目一覧表において科目ごとに学科のディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されている。カリキュラム・ツリー、カリキュラムマップ及びシラバスによってカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、保育科では、保育者になるために必要な専門的知識・理論・技術を習得するために、2年間のカリキュラムの中に講義・演習・実習を段階的に配置している。そして、その繰り返しの中で学生自らが課題を発見し、次の学びにつなげていけるように支援している。

専攻科保育専攻では、短期大学において学んだ保育者としての専門的知識・理論・技術をさらに深めるための課程編成を行っている。特に1年次には実習科目が多く配置されており、すでに取得している保育者の資格を活かして学ぶ。また、2年次には修了研究を行い、今までの学修の総まとめとなる論文を執筆する。これらの学びは、履修モデルで示されており、ディプロマ・ポリシー達成までの道筋を示している。

シラバスについては、開講する全ての授業科目について整備している。授業の基本的な情報（科目名、教員名、配当年次、開講期、単位数、履修人数の制限、必修選択の別、授業回数、ナンバリング）の他に授業概要、到達目標、学科のディプロマ・ポリシー、授業計画、成績評価方法・基準、教科書・授業で使用するソフト、参考書等、授業のプラットフォームとして使用する Google Classroom のクラスコード、授業科目に関連した実務経験のある教員の配置の有無、予習・復習の具体的な内容と必要な時間、受講時の注意事項とアクティブ・ラーニング情報について記載する欄を設けている。また、シラバスの記載方法については、「シラバス作成の留意事項」において整理し記載担当者に示している。教員が作成したシラバスについては、学科の学修支援センター員がカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの整合性を点検し、不適切な箇所があれば

修正を求めている。

学則第 21 条に基づき、「講義」「演習」「実習」「実技」の授業方法で実施し、1 単位当たり 45 時間の学修時間を基本としている。

保育科のカリキュラム・ポリシー1 及び 2 に関しては、3-2-④に示すとおり、教養科目を配置している。カリキュラム・ポリシー3 及び 4 に関しては、保育士資格及び幼稚園教諭免許取得に必須とされている、幼児教育・保育に関する理論について学ぶ「教育原理」、「保育原理」、「教育課程論」、「保育者論」といった科目と、実践のための技術について学ぶ「保育内容（健康）」、「保育内容（環境）」、「保育内容（人間関係）」、「保育内容（言葉）」、「保育内容（表現Ⅰ「音楽）」、「保育内容（表現Ⅱ「美術）」といった科目などを配置している。なかでも「保育音楽Ⅰ～Ⅳ」は 2 年間を通じて履修学生全員に、これまでのピアノの学修歴に応じた個別レッスンを実施している。カリキュラム・ポリシー5 に関しては、子どもの成長・発達についての専門的知識を学ぶ「保育の心理学」や「子どもの理解と援助」、「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」など、保育士資格取得に必要な科目を多く配置している。カリキュラム・ポリシー6 に関しては、実習に関する科目を配置している。なかでも本学に隣接している併設の札幌大谷大学附属幼稚園での実習を授業に組み込んでいる「教育実習Ⅰ」や「幼児教育の方法と技術」は、本学の特徴ある教育のひとつであり、2 年間継続して幼児と関わる機会を確保し、理論と実践を結びつけるような教育課程となっている。また、これら実習科目における学生の主体的な学修活動を支援するために、実習の計画や準備を行う保育実習準備室を設置している。実習準備室には学生が教育実習・保育実習後に作成をした実習報告書や、保育関係資料、保育観察録画・視聴機器、実習教材制作道具・材料、パネルシアター・紙芝居箱などの表現補助機材を保管しており、学生が自由に利用できるようにしている。併せて棚や机、椅子などを整備し、この空間を活用して、指導計画の立案、教材の作成、附属幼稚園における実習時に撮影した映像の視聴による省察などを行っている。カリキュラム・ポリシー7 に位置付けている「特別研究Ⅰ・Ⅱ」及び「総合表現」も本学の特徴的な教育である。「特別研究Ⅰ・Ⅱ」は、得意分野をもった保育者を養成するために「自然」、「運動」、「音楽」、「美術」、「子育て支援・特別支援」の中から一つ選択し 2 年間継続して学修を行う。特に 2 年次に配当されている「特別研究Ⅱ」では 2 コマ続きの時間割編成にすることにより、半日使った活動が可能であり、他の授業ではできない豊かな実体験を伴う授業を行うことが可能である。また、表現活動について総合的に学ぶ「総合表現」では、履修学生全員で子どものためのミュージカルの制作と発表を行っている。

専攻科保育専攻のカリキュラム・ポリシー1 及び 2 に関しては、3-2-④に示すとおり、教養科目を配置している。カリキュラム・ポリシー3 に関しては、保育科で学んだ幼児教育・保育の理論をさらに深く学ぶことができる「教育原理特論」、「教育相談特論」のほか、学内に併設されている子育て支援センターでの月に一度の実習を授業内容に組み込んでいる「子育て支援特論Ⅰ・Ⅱ」などを配置している。カリキュラム・ポリシー4 に関しては、「発達心理学特論Ⅰ・Ⅱ」のほか、保育内容の各領域に関する知識を広く深く学ぶことができる「保育健康特論」、「保育人間関係特論Ⅰ・Ⅱ」、「保育環境特論」、「保

育音楽特論」、「保育美術特論」などを配置している。カリキュラム・ポリシー5 に関しては、公立幼稚園での3週間の実習「幼稚園実習」や、併設の札幌大谷大学附属幼稚園において1年間とおして毎週同じクラスで実習を行う「幼児教育課程特論」などの実習科目を配置し、実践的スキルを高めている。カリキュラム・ポリシー6 に関しては、保育内容の各領域の指導法についてより深く学ぶことができる「保育内容研究(健康)」、「保育内容研究(環境)」、「保育内容研究(言葉)」や「表現法(音楽)」、「表現法(美術)」などを配置し、高い技術を身につけ感性を磨いている。カリキュラム・ポリシー7 に関しては、「基礎ゼミナール」及び「修了研究」をとおして、保育科2年間を含めた4年間の学修を総括する修了研究に取り組むことにより、論理的思考力を養っている。

単位制度の実質化を目的として、年間で履修できる単位数に上限を設定している。登録できる上限は保育科49単位(ただし、免許・資格を取得する者は除く)専攻科保育専攻40単位となっているが、通算GPAが3.5以上の2年生の学生については、上限単位数に8単位を追加して履修登録でき、3.0以上3.5未満の2年生の学生については、上限単位数に4単位を追加して履修登録できる。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では教養教育をとおして、豊かな人間性と社会人としての教養を身につけている。

保育科では、建学の精神及び仏教保育(真宗保育)について学ぶことができる「仏教と保育」、全学共通の初年次教育科目において学びの基礎力を養う「初年次教育・情報リテラシー」を配置している。また、「日本語コミュニケーション演習(口語・文書)」、「英語(口語・文書)」といった語学教育など、必修・選択合わせて12科目17単位を教養科目に配置している。

専攻科保育専攻では、建学の精神である仏教の思想や文化に対する理解をさらに深めることができる「仏教思想史特論I・II」、「仏教文化史」、キャリア教育・語学教育を深め、豊かな人間性と社会人としての教養を身につけることができる「実用英語」、「職業論」など、6科目12単位を教養科目に配置している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の工夫や改善を進めるための組織体制として、併設大学と合同のFD・SD委員会が設置されており、教授方法についての見直しや開発を進めている。具体的には年に数回開催されるFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会や、授業評価アンケート(学期の中間と終わりの2回)の実施などをとおして、教授方法についての省察と改善、また、教育活動全般について教職員間の意識の統一や協働を図っている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、短期間でオンライン授業を導入し実施したが、プラットフォームとして導入したGoogle Classroomが全科目のツールとして定着した。それまで、授業時間のみしか接点なかった教員と学生がプラットフォームを通じて、常にコンタクトできる状況になったのは教授方法として効果的な変更となった。対面授業が再開された科目についても、課題や資料の提供やレポートの提出だけに留まらず、授業についての質問が常にできる環境となっている。また、シラバスの「受

講時の注意事項とアクティブ・ラーニング情報」に明記されており、様々な授業においてアクティブ・ラーニング、グループワーク、プレゼンテーション等が導入されている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度より「初年次教育」（講義 1 単位）を「初年次教育・情報リテラシー」（講義 2 単位）に変更し、現在の社会において重要度が増している情報リテラシーについても学修できるようにする。

保育科については、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得して卒業するために必要な単位数が 89 単位となる。これを 2 年間で学修するためかなり過密なスケジュールになっている。今後はカリキュラム全体と実習の実施時期等について検討する必要がある。

専攻科保育専攻については、教学マネジメント指針に則りカリキュラムの改革を行っていく。令和 4(2022)年度は各授業科目相互の関係、履修順序や履修要件について検証を行った。今後は密度の濃い主体的な学修を可能とする授業内容について検討し、カリキュラム全体の見直しを行う。また、本学でも ICT を活用した教授方法が導入されつつあるため、今後はそのための環境整備が必要である。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学生のディプロマ・ポリシーの達成状況については、卒業時にディプロマ・ポリシー達成度調査を行っている。この調査は学生自身が本学で得た学びに対してどの程度、ディプロマ・ポリシーを達成したか自己評価するものである。調査結果については経年比較及び学科ごとの分析がなされ、学科の検証と今後の改善点について協議され、内部質保証会議で報告されている。

また、学生生活実態調査において、学生の授業理解の把握状況を調査するほか、全ての授業を対象として授業アンケートを実施しており、その結果を FD・SD 委員会で検証のうえ、大学ホームページで公開している。また、保育科ではほとんどの学生が幼稚園教諭二種免許状の取得を目指して学修しているため、履修カルテを活用した自己評価も実施している。1 年次終了後、2 年次前期終了後及び後期終了後の 3 回、履修状況について自己評価を行っている。担任は学生の自己評価に関してフィードバックすると同時に、個別面談の履修指導の際に履修カルテを活用している。さらに、学修成果を GPA の観点から点検している。全学生を対象に学期ごとの GPA が連続して低い場合には、段

階的に指導、保護者への通知を含む注意喚起を行っている。また、3-2-③で述べたように、2年生以上については通算 GPA によって履修登録上限単位数の追加を認める形で学修成果を運用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD・SD 委員会において各学期の中間時点及び学期末に授業アンケートを実施している。中間アンケートについては、FD・SD 委員会が作成した書式を元にして各科目担当教員が適宜加筆して実施している。学期末のアンケートについては共通のアンケート書式を使用して履修学生への一斉配信によって実施している。令和 4(2022)年度後期末に実施した授業アンケートの項目は以下のとおりである。

図表 3-3-1 授業アンケート項目

I 【授業について①授業の内容】	
1	この科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連についての説明はありましたか。
2	授業はシラバスや、実施状況に応じて示された変更点のとりの内容で展開されましたか。
3	授業への参加や目標到達を促すための工夫や進め方がされてきましたか。
4	教材（教科書、配布資料、視聴覚教材、Google Classroom等）の使い方は適切でしたか。
5	授業は学生の理解度や習熟度を確認しながら進められていましたか。
II 【授業について②実施上の工夫】	
6	ワークやディスカッションをとおして、学生同士ないしは教員とのやり取りの機会がありましたか。
7	授業中に教員から質問をされたり意見を求められたりする機会がありましたか。
8	質問や意見を受け付けてもらう機会がありましたか。
9	予習や復習についての指示は毎回ありましたか。
10	提出物（課題、レポート、レスポンスシートなど）に対して教員からのフィードバックはありましたか。
III 【あなた自身について①授業への取り組み】	
1	あなた自身の授業への出席状況はよかったですか。
2	予習・復習や授業時の集中、課題提出など、あなたの取り組み態度は意欲的でしたか。
IV 【あなた自身について②学修の成果】	
3	あなたはこの科目の目標に到達できたと思いますか。
4	授業内容や関連する分野への理解は深まりましたか。
5	総合的にみて、この授業に満足していますか。

中間アンケートについては、科目担当教員が実施、回収して以後の授業の改善に役立っている。学期末のアンケートについては、科目担当教員に学科平均の数値とともにフィードバックされ、改善点があればシラバス内容に反映するよう依頼している。また、授業アンケートを集計した分析結果については、FD・SD 研修会において報告され共有されている。

授業アンケートについては科目担当教員にフィードバックされ、内容を精査のうえ、改善点があればシラバス内容に反映するよう依頼している。また、授業アンケートを集計した分析結果については、FD・SD研修会において報告され共有されている。

毎年平均して98%の学生が卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得している。卒業後の進路についてはクラス担任が一人ひとりの学生の進路希望を把握し、その希望に沿って丁寧に進路指導を行っている。就職状況については教員の間で情報を共有するとともに毎月の教授会に就職決定状況が報告されている。令和3(2021)年度に本学の教育プログラム及びキャリア支援の改善と充実に繋げることを目的に、卒業生対象に卒業後のキャリアや在学中の学修支援に関するアンケートを実施した。また同年度に一般企業及び幼稚園・保育所等を対象に就職先アンケートを実施し、教育の成果や効果が上がっているかについて検証した。

さらにアンケートと併せて毎年、卒業後半年以内（翌年度の前期中）に専門職として就職した全就職先（公立施設及び道外を除く）を訪問し、卒業生の勤務状況について把握するとともに、保育現場の学科に対する意見・要望を聞き取り、教育目的の達成状況の点検・評価や学科の教育内容の改善に役立てている。就職先訪問の結果をより効果的に把握するために、訪問結果を学科専任教員が共有できるファイルに入力し、学科会議において定期的な報告を行っている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度よりディプロマ・ポリシー達成度という観点から、以下の方法により、学修成果の可視化及びその検証、改善をとおして教育の内部質保証をさらに推進する。

1) 学修成果の可視化

令和5(2023)年度よりアセスメント・プランを制定する。学修成果の可視化に必要な「直接評価」と「間接評価」を下記の方法で行う。

直接評価としては、従来の個人成績表のGPAだけでなく、ディプロマ・ポリシーの達成状況を可視化できるアセスメントを実施する。

① 外部アセスメントテストの導入

令和5(2023)年度から新入生を対象に、学生一人ひとりの資質や可能性を可視化するために「アセスメントテスト」を導入した。このアセスメントテストによってディプロマ・ポリシーの基礎的・汎用的スキルを中心とする評価が可能となり、個々の学生の課題を明らかにし、担任との面談を通じてフィードバックを行うことで学修支援を高度化していく。

② ディプロマ・ポリシー達成度チャートの導入

ディプロマ・ポリシーに紐づいた科目の成績によって、個々の学生のディプロマ・ポリシー達成度を示すチャートを作成し、学生自身が学修成果を目に見える形で自覚できるようにする。

間接評価としては、従来実施してきた学修行動調査、学生生活実態調査、ディプロマ・ポリシー達成度調査に加えて、上述の「アセスメントテスト」に組み込まれた学

生意識調査を活用する。また、ディプロマ・ポリシー達成度調査はこれまで卒業時点のみの実施であったが、各学年末に実施する。

2) 学修成果の改善・評価の方法

これらの複数のアセスメント項目を組み合わせて学修成果を可視化し、内部質保証会議において結果を分析し、教育改善にフィードバックする。また、学科レベルでは面談をとおして学生個々へのフィードバックを行い、ディプロマ・ポリシー達成に向けて履修指導や生活指導を行う。

[基準3の自己評価]

・単位認定、卒業認定

本学は学則に規定する教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを定め、学内外に周知している。シラバスでは各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーの項目との対応関係を明示し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を定めて厳正に適用している。進級基準としては、1年次修了時点での通算 GPA と修得単位数に基づいて必修科目を含む2年次配当科目の履修を認めるかどうか判定している。卒業認定基準はオリエンテーションと個別面談での履修指導の際に周知徹底しており、GPA が低い学生については、学期ごとに段階的に面談指導を行っている。

・教育課程及び教授方法

教育目的を踏まえて策定したカリキュラム・ポリシーではディプロマ・ポリシーに示した能力や資質を伸ばすためにどのような科目を配置するかを示しており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、ディプロマ・ポリシーの効率的な達成を図るために学科の履修モデルを設定している。シラバスについては開講している全ての授業科目について整備している。また、1年間で履修できる単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つようにしている。教養科目としては「仏教と保育」と「初年次教育・情報リテラシー」を全学共通の必修科目とし、それ以外にも一般教養と外国語の選択科目を配置することで教養教育を適切に実施している。

教授方法の工夫・開発を組織的に推進するために、FD・SD委員会が研修会を年に数回開催し、教職員間で課題を共有して授業内容、授業方法、授業環境の改善に取り組んでいる。アクティブ・ラーニングなどの授業方法の工夫についてはシラバスに明記しており、演習・実習科目だけでなく様々な講義科目においても導入しており、学科ごとに多様な取り組みを行っている。コロナ禍でオンライン授業プラットフォームとして導入した Google Classroom は、対面授業に戻った現在も全科目について開設して効果的に運用している。

・学修成果の点検・評価

学修成果の点検・評価については、学生のディプロマ・ポリシー達成度調査を卒業時に学生の自己評価の調査として実施しており、調査結果は経年比較及び学科ごとの分析を行っている。令和3(2021)年度に本学の教育プログラム及びキャリア支援の改善と充実に繋げることを目的に、卒業生対象に卒業後のキャリアや在学中の学修支援に関するアンケートを実施した。また同年度に一般企業及び幼稚園・保育所等を対象に就職先ア

ンケートを実施し、教育の成果や効果が上がっているかについて検証した。さらにアンケートと併せて毎年、卒業後半年以内（翌年度の前期中）に専門職として就職した全就職先（公立施設及び道外を除く）を訪問し、卒業生の勤務状況について把握するとともに、保育現場の学科に対する意見・要望を聞き取り、教育目的の達成状況の点検・評価や学科の教育内容の改善に役立てている。就職先訪問の結果をより効果的に把握するために、訪問結果を学科専任教員が共有できるファイルに入力し、学科会議において定期的な報告を行っている。

各授業科目の教育内容・方法の改善に向けては、各学期の中間時点及び学期末に授業アンケートを実施している。学期末アンケートの結果は科目担当教員へフィードバックし、改善点があれば次年度のシラバスに反映するよう依頼している。

令和 5(2023)年度より、学修成果の直接評価として、従来の個人成績表の GPA だけでなく、新たに外部アセスメントテストを導入、またディプロマ・ポリシー達成度チャートを作成し、学生自身が学修成果を目に見える形で自覚できるようにする。さらに間接評価として、これまで卒業時に 2 年生のみ対象に実施してきたディプロマ・ポリシー達成度調査を各学年末に実施する予定である。

学修成果の点検・評価結果の教育内容・方法へのフィードバックは、学生の自己評価としてのディプロマ・ポリシー達成度調査について、学科で協議し内部質保証会議で報告している。しかし、直接評価による学修成果の可視化の取組みは令和 5(2023)年度より開始するために未だ十分な蓄積はない。ただし、学科レベルでは個別面談をとおして学生個々へのフィードバックを行い、ディプロマ・ポリシー達成に向けて履修指導に活用している。

以上のことから、基準 3 を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

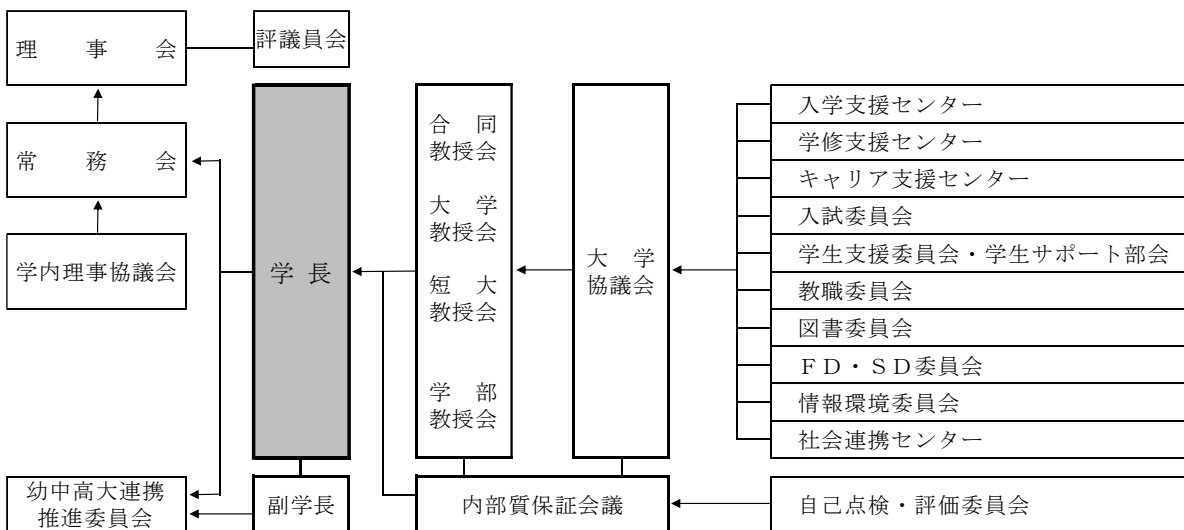
4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の意思決定における学長のリーダーシップについては、合同教授会及び大学協議会において議長を務めているほか、教学マネジメントを管理運営する組織である内部質保証会議及び自己点検・評価委員会においても学長が議長・委員長を務めることで、リーダーシップが発揮できる体制を確立している。教授会の下に設置される入試委員会においても学長が委員長を務めている。日常的な事務処理の決裁においても、多くの処理が学長の決裁事項となっており、短期大学部全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

学長の補佐体制として、教学面においては、副学長、学部長及び学科長が学長を補佐する体制となっている。

管理運営については事務局長との連携により業務が執行されている。さらに平成28(2016)年度には、学長のガバナンスの下で大学運営のシンクタンクとしての役割を担う運営企画室が設置され、令和4(2022)年度には IR 推進課に組織変更し、引き続き教学マネジメントに必要なデータ収集と分析に基づいた大学運営への提案や補佐を行っている。

図表 4-1-1 教学マネジメント① 運営体制組織図



A. 教授会（合同教授会・短期大学部教授会）

札幌大谷大学短期大学部教授会（以下「教授会」という。）は「札幌大谷大学短期大学部教授会規程」第 1 条に目的として「札幌大谷学園寄附行為実施規則第 13 条及び札幌大谷大学短期大学部学則第 41 条に基づき、札幌大谷大学短期大学部教授会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。」と定められている。

合同教授会は本学の教授会と札幌大谷大学の教授会が「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 合同教授会内規」により合同で実施することについて定められている。年間開催される教授会のほとんどは合同教授会の会議体で運営されている。

教授会の構成員は「札幌大谷大学短期大学部 学則」第 41 条第 4 項に「学長及び副学長並びに本学の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。」と定められている。教授会の開催は 8 月を除く毎月 1 回以上を年度初めに計画し、運営されている。

教授会は「札幌大谷大学短期大学部 学則」第 41 条第 2 項により「「学生の入学」、「卒業及び課程の修了」、「学位の授与」、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と定められている。学長は「教育研究に関する重要な事項」を「札幌大谷大学短期大学部 学則第 41 条第 2 項第 3 号の規定に基づく教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会の審議事項」として別に定められている。学長は毎年 4 月に開催される年度の最初の教授会において本学の使命と目的、建学の精神を踏まえ、「札幌大谷大学短期大学部 学則」第 41 条第 2 項及び教育研究に関する重要な事項を全教員に周知説明している。

B. 大学協議会

大学協議会は「札幌大谷大学 学則」第 48 条に「教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するため、本学に大学協議会を設置する。」と定められている。大学協議会の設置に関し必要な事項は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 大学協議会規程」に定められている。大学協議会は、学長提案をはじめとした各種センター及び各種委員会からの審議事項及び報告事項を教授会へ上申する。

大学協議会の構成員は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 大学協議会規程」第 2 条に教職協働による組織として「学長、副学長、各学部長、各学科長、入学支援センター長、学修支援センター長、キャリア支援センター長、入試委員長補佐、学生支援委員長、教職委員長、図書委員長、社会連携センター長、FD・SD 委員長、情報環境委員長、大学 LO（自己評価担当者）、短大 LO（自己評価担当者）、事務局長、法人本部長、事務職員（課長職又は課長職相当者）」と定められている。大学協議会の開催は 8 月を除く毎月 1 回以上を年度初めに計画し、運営されている。

C. 各種センター及び各種委員会

入学支援センター、学修支援センター、キャリア支援センターの各種センター及び入試委員会、学生支援委員会、教職委員会、図書委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、情報環境委員会、社会連携センター（センター運営委員会）等の各種委員会は「札

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 各種センター及び委員会内規」により定められている。各種センター及び各種委員会の目的・業務・構成員等については関連する各種規程にそれぞれ定められている。

入学支援センター、学修支援センター、キャリア支援センターは構成員をセンター長 1 人、副センター長数人、センター員数人とし、副センター長は教育職員のほか事務職員（課長職又は課長職相当者）を加え、教職協働による組織が構築されている。

入学支援センター、学修支援センター、キャリア支援センターは、各学科と事務組織による提案を審議事項又は報告事項として大学協議会へ上申する。開催日程は 8 月を除く毎月 1 回以上を年度初めに計画し、運営されている。

各種委員会、社会連携センター（センター運営委員会）の案件は、各学科と事務組織による提案を審議事項又は報告事項として大学協議会へ上申する。開催日程は年度初めに計画し、運営されている。

D. 内部質保証会議、自己点検・評価委員会

内部質保証会議は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証会議規程」第 1 条に目的として「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部の建学の精神に則り、本学自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善を恒常的・継続的に行うことにより、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた短期大学運営全般の質を保証することを目的とする。」と定められている。

内部質保証会議の下に自己点検・評価委員会を置き、開催日程は令和 5(2023)年度より学長が教学の運営体制を中心にリーダーシップを適切に発揮できるように内部質保証会議は大学協議会終了後に、自己点検・評価委員会は教授会終了後に開催することを年度初めに計画し、運営されている。内部質保証会議及び自己点検・評価委員会はともに事務局組織「IR 推進課」が所管となっている。IR 推進課の担当業務は「学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程」第 8 条及び別表第 4 に「IR 調査・分析をはじめ、学長・事務局長の特命プロジェクト、諮問事項等」と定められ、学長のリーダーシップを支える調査・企画部門として整備されている。

E. 副学長

本学は副学長について「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 副学長規程（以下「副学長規程」という。）」第 3 条第 1 項に副学長の職務として「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定められている。副学長の職務分野は副学長規程第 3 条第 2 項に「教学部門の管理運営」、「高大連携の推進」、「危機管理」、「教育後援会・同窓会等外郭団体」と定められている。特に「高大連携の推進」は本学に隣接する札幌大谷高等学校との教学面における連携推進等が必要不可欠であり、「幼中高大連携推進委員会」では大学委員の窓口として学長補佐を遂行している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法改正に伴い、学則を始めとする教授会規程及び関係

諸規程を見直し、改正の趣旨に沿って整備した。整備に当たっては、学長のリーダーシップがより発揮できる体制を取るため、従来の学部を設置する「学部教授会」に加え、大学全体の「合同教授会」を設置して大学運営を行うことに改めた。

教授会に定例開催の機能を持たせたことから、意思決定のプロセスにおいて、学部単位での意見ではなく、全学的な意見を学長が集約できる体制となり、学長が最終的な意思決定をするに当たり、より適切な判断ができる仕組みとした。

教授会運営においては、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 合同教授会内規」により、原則として併設大学の教授会と合同で開催することとし、必要に応じて各教授会を開催することとしている。「合同教授会」は、学則及び教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を審議するほか、教授会の下に設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされ、大学と短期大学部の一体運営に強く寄与している。

教育・研究・厚生補導に係る管理・運営等の円滑化を図るため、4-1-1 で示したように、学部教授会・短期大学部教授会の下に、共通の各種委員会を組織している。

大学の意思決定のプロセスにおいて、教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するため、「大学協議会」を設置している。「大学協議会」は、学長、副学長、併設大学の学部長、学科長、短期大学部長、短期大学部の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、事務局の各課長が加わり、「合同教授会」で審議される事項について事前に審議し、また、「合同教授会」の議案についての事前確認を行うことで、全学的な基本方針を明確にする機能を担っている。

表 4-1-2 教学マネジメント② 本学の意思決定の流れ

毎 月	札幌大谷大学 札幌大谷大学短期大学部	学校法人札幌大谷学園
第 1 週	↓ 各種センター及び各種委員会の会議	↓ 学内理事協議会 ↓
第 2 週	↓ 大学協議会・内部質保証会議 ↓	↓ 常務会 ↓
第 3 週	↓ 教授会 自己点検・評価委員会	↓ 学内理事協議会 ↓
第 4 週	↓ 次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓	↓ 常務会 ↓
第 5 週	↓ 次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓	↓ ↓ ↓

理事会

本学の意味決定の流れは図表 4-1-2 のとおり第 1 週に各種センター及び各種委員会の会議体が開催され、第 2 週目の大学協議会で学長が各種センター及び各種委員会の会議体の内容について確認し、第 3 週の教授会で学長が最終的に決定する。学則等、理事会の定める規則等の制定及び改廃は、教授会で学長が決定後、「学校法人札幌大谷学園 常務会」を経て「学校法人札幌大谷学園 理事会」で決定する。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行において中心を担っているのは大学協議会である。大学協議会の構成員は学長、副学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、事務局の各課長となっており、教員と事務職員がバランス良く加わっている。日常的な教学プログラムの企画・立案・実行は、各種委員会であり、これらの組織には明確な役割が与えられているとともに教員のほかに事務職員が必ず加わる構成となっており、各センター、各種委員会における事務職員と教員とのスタッフの関係による教職協働が、学長のガバナンスの下で融合することで教学マネジメントが機能している。

教学マネジメントの遂行に必要な部署（課・室等）を設置し、職員をそれぞれ図表 4-1-3 のとおり配置している。

図表 4-1-3 大学・短大職員数

(令和 5(2023)年 5 月 1 日現在)

		専任職員				嘱託職員	
		課長	課長補佐	係長	主事	フルタイム	パートタイム
大学・短大	入試広報課	(1)	1	1	4	1	0
	学務課	1	1	1	3	7	5
	キャリア支援課	(1)	0	0	3	1	0
	学術情報課	0	1	0	1	2	1
	IR 推進課	1	0	0	1	0	0
法人本部	総務課	0	1	1	5	0	1
	財務課	0	1	1	2	1	0
	内部監査室	1(※)	0	0	0	0	0
	情報センター	1(※)	0	0	0	1	1

※ 表中の()の数字は兼務

※ 内部監査室の課長は主幹として、情報センターの課長はセンター長として読み替えること。

なお、情報センター長は現在、大学の教育職員（教授職）に委嘱している。

本学の事務組織及び職制は「学校法人札幌大谷学園 事務組織及び職制規程」で定められ、事務部門の職務及び所掌事務、業務分掌等が明確に示されている。課により人数のばらつきがあるが、業務分掌の内容や所属する職員の年齢層や担当業務の経験値、保有する資格等を考慮したうえで教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントにおける個々の取組みについては、本学においても機能しているものと捉えられるが、「内部質保証会議」については、自己点検・評価活動の結果を検証するだけでなく、教学マネジメントや内部質保証活動の管理運営機能を強化するために、令和5(2023)年度からは定例開催として、大学運営全般についての質保証を恒常的に行っていく。また、教学マネジメント体制の中で「内部質保証会議」、「自己点検・評価委員会」、「大学協議会」の構成員が重複しており、各組織の役割が曖昧になりがちであることから、各組織の目的や機能を明確化し、相応しい構成員になるように規程等を改正し、全学的な教学マネジメントの機能性の改善を図る。

職員においては各種センターの副センター長の1人として任命する等、教学マネジメントにおける教職協働を進めているが、各種センターのセンター長を務めることを将来計画の一つとして、特にキャリア支援センターのセンター長は各学部学科独自のキャリア支援体制が構築されていることからキャリア資格を保有し、経験力も優れた職員が務めることができるよう人材育成を踏まえて今後検討する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教育組織及び職階別専任教員数は図表4-2-1のとおり短期大学設置基準で定める必要専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。

図表 4-2-1 教員組織及び職階別専任教員数

(令和5(2023)年5月1日現在)

学科	専任教員数					短期大学設置基準		助手
	教授	准教授	講師	助教	計	必要専任教員数	必要専任教授数	
保育	5	4	4	0	13	8	3	1
学科計	5	4	4	0	13	8	3	1
短期大学設置基準								
短期大学全体の 入学定員に応じ定める 専任教員数	-	-	-	-	-	3	1	-
短期大学部計	5	4	4	0	13	11	4	1

札幌大谷大学短期大学部

- ・学長は併設大学の芸術学部音楽学科に所属する。
- ・副学長は併設大学の社会学部地域社会学科に所属する。

本学の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用及び昇格の選考は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程（以下「採用・昇格規程」という。）」により定められている。

教授、准教授、講師、助教及び助手の資格は、短期大学設置基準を踏まえ、採用・昇格規程第4条から第7条の2に定められている。

採用は、図表 4-2-2 のとおり採用・昇格規程第8条から第15条に定められている。

図表 4-2-2 採用の流れ

1. 学部長及び学科長は、教員人事計画を学長と協議する。
2. 学長は採用の必要を認めた場合学長は所属する学科、職名、担当科目及び人数等の人事計画を作成し、あらかじめ大学協議会の意見を求めたうえで理事長の承認を得る。
3. 学長は理事長の承認を得て、採用を上申すべき候補者（以下「採用候補者」という。）の選考を行うときは、採用候補者の選考を行う委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は、学長が指名した委員を持って構成する。公募の方法はホームページに掲載する。
4. 選考委員会は、採用候補者1人を選考する。
5. 学長は理事長へ採用候補者を報告し、採用は理事会の議を経て理事長が行う。

昇格までの流れは、図表 4-2-3 のとおり採用・昇格規程第16条から第19条と第23条に定められている。准教授から教授への昇格、講師から准教授への昇格、助教から講師への昇格要件は採用・昇格規程第20条から第22条に定められている。

図表 4-2-3 昇格の流れ

1. 学科長は、理事長に昇格を上申すべき候補者（以下「昇格候補者」という。）を、学長に推薦する。
2. 学長は昇格候補者の審査を行う委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、学長が指名した委員を持って構成する。
3. 審査委員会は昇格候補者に対し、履歴書、業績調書、その他必要な資料の提出を求め、原則として面接し、その結果に基づき審査する。
4. 学長は理事長へ昇格候補者を報告し、昇格は理事会の議を経て理事長が行う。

本学は教育職員に対し、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教育実践の評価制度に関する内規（以下「評価制度内規」という。）」第1条により「高等教育の質の向上を目的とし、すぐれた授業実践を全学に広め、授業改善を図るために顕彰制度を設ける」と定められている。評価制度内規第2条に取組内容として「前条の授業の改善を図るための制度的取組として、シラバス、ルーブリック、授業アンケート及び学科長による推薦書を活用する。」と定められているが、令和3(2021)年4月から施行されているところ、年1回の選考に対し、該当者がいないので現在実績がない。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学におけるFD(Faculty Development)活動はFD・SD委員会が責任を持って実施している。内容については現在、課題になっていることや業務に直結することを中心に委員会が決定している。令和4(2022)年度は下表に示すように授業改善、学修成果の可視化を主なテーマとして計6回のFD・SD研修会を開催した。そのうち1回は事務職員対象のSD(Staff Development)研修を主とするものであった。

研修会での提案・意見交換を経て、ディプロマ・ポリシーと科目の到達目標との紐づけを教員と学生の双方がこれまで以上に強く意識して授業に取り組むことをねらって、学期末に実施している授業アンケートの改善、学期半ばでの中間アンケートの実施、シラバスの書式の改善を行った。また、カリキュラムが三つのポリシーに基づいて適切に機能しているか、三つのポリシーが適切かどうかを点検評価するためのアセスメント・プランの策定に向けた提案を行った。

図表 4-2-4 令和4(2022)年度FD・SD研修会開催状況

開催日	テーマ等	開催形式	参加者数
4月9日	授業開始に向けて【全体会】建学の精神、三つのポリシーについての説明、授業実施に向けての諸連絡【系統別分科会】教育実践についての情報交換	オンライン	大学・短大専任教員59人 職員32人 非常勤教員64人
9月30日	授業アンケートの結果及び授業アンケートの改善に向けて	オンデマンド	大学・短大専任教員54人 職員28人 非常勤教員71人
10月19日	外部アセスメントテストの分析と活用	対面	大学・短大専任教員35人 職員11人 非常勤教員12人
10月26日	教務システムの変更検討に係る説明会	オンライン	大学・短大専任教員17人 職員17人 非常勤教員19人
令和5(2023)年 2月15日	大学機関別認証評価における評価書(主に基準2・3・4)の作成と基準6との関係について	オンデマンド	職員37人
3月1日	外部アセスメントテストの結果の学生個々へのフィードバック	対面	大学・短大専任教員35人

※参加者数は併設大学を含む

FD・SD研修会の開催後はアンケートをとおして参加者の満足度や意見・感想などのフィードバックを得るようにしており、以後の研修会のテーマの選択や実施形態等の改善に向けて反映させるようにしている。FD・SD研修会については4月の研修会を除くと専任教員の参加率が50%程度にとどまるという課題があったために、対面形式で開催した場合も後日録画で内容を確認できるように対応した。また、研修内容を実際の業務に活かすために、第2回研修会での検討をもとに授業アンケートの設問の見直しやシラバス書式の改善に結びつけた。第3回、第6回の研修会については、令和5(2023)年度に全学的に導入する外部アセスメントテストの結果の活用直結する研修内容とした。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の教育組織及び職階別専任教員数は短期大学設置基準で定める必要専任教員数及

び教授数を確保し、適切に配置している。教育実践の評価制度については、該当者を増やすことを将来計画として現状の課題等を FD・SD 委員会で共有し、実績に繋がるよう進めていく。

令和 5(2023)年度は学修成果の可視化に向けて準備してきた取組みを、一つひとつ実行していくために、それに対応して FD・SD 研修会を開催していく。アセスメントテストの結果のフィードバックなど、実際の学生指導の場面から出てくる課題を吸い上げて、改善に向けた FD 活動を実施していく。また、令和 4(2022)年度後期から改善したフォームで授業アンケートを行ったので、その結果を踏まえて課題を抽出し授業改善に取り組む。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 4(2022)年度の SD 研修は FD 研修と合同で実施した。

前項 4-2-②「FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」がその内容である。研修会の開催後はアンケートをとおして参加者の満足度や意見・感想などのフィードバックを得るようにしている。職員の研修参加状況は以下のとおりである。

特に令和 5(2023)年 2 月 15 日に開催した「大学機関別認証評価における評価書（主に基準 2・3・4）の作成と基準 6 との関係について」は事務職員の 97.4%が参加し、令和 6(2024)年度の認証評価受審に向け自己点検評価書作成の手順を再確認した。

学外研修としては、日本私立大学協会北海道支部が実施する「階層別研修」として初任者、中堅実務者、中堅指導者及び課長職の各研修会に参加した。令和 4(2022)年度をもって研修参加対象が一巡したため、中堅実務研修の参加経験者を中堅指導者研修へ引き上げ、中堅指導者研修参加経験者を課長職研修へ引き上げる。ただし令和 4(2022)年度までに採用された新入職者の初任者研修は人数が多く全てを網羅できていないため、次年度は学内管理職による研修を企画し実施する。また、建学の精神に基づき、日々の教育活動・学園運営に従事する事務職員の意識向上と自己研鑽のため、自らが日々の職務に対する点検を行い、所属部署の上席者の評価とあわせて担当業務を完遂し、よりよい業務実績をあげることができるよう業務目標達成管理制度を実施している。これら、FD・SD 研修、外部研修、業務目標管理制度をとおし、各職員のモチベーションの向上に結びついている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度は外部研修として日本高等教育評価機構から講師を招聘し、「認証評価の概要」を FD・SD 研修として実施する予定である。そして前述のとおり次年度は学内管理職による研修を企画し実施する。特に入職後 2 年未満の職員が 10 人程度いるため、事務職の基礎からはじまり、各課の業務別習得課題を研修する場を設ける。さらに従来の業務目標管理制度を係長チャレンジ制度へ改良。業務遂行内容を評価し、令和 6(2024)年度の昇進者を決定する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

特別任用を除く全ての専任教員に、個室の研究室を用意のうえ、専門業務型裁量労働制を適用していることから、自由に研究時間を確保できる環境を整備しており、有効活用が図られている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「学術研究活動における行動規範」及び「研究倫理委員会規程」を整備し、基本的な研究倫理の確立と適正な運用を行っている。

競争的研究費の使用については、行動規範、不正防止対策、取扱要領、監査要領等を規程として定め、適切に運用している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「研究費取り扱い内規」にて、毎年度、専任教員 20 万円、特別任用専任教員 10 万円の研究費の予算措置を行っている。また、学長裁量による特別加算研究費制度を設け、240 万円の予算措置を行っている。さらに、科学研究費補助金の獲得については、事務局が情報提供、サポートを行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金導入に向けた取組みを強化していく。

[基準 4 の自己評価]

本学の意思決定と教学マネジメントについては、学長のリーダーシップが確実に発揮されており、それを支える体制も適切に機能している。各種センター及び委員会によって役

割と責任は明確に分散され、また必要に応じて各部署との連携も実行されている。

教員・職員の配置は適切に考えられており、それぞれがその能力を十全に発揮することで組織運営が駆動していると認められる。また、そのための FD・SD 研修は間断なく開催されており、教職員が積極的に参加していると確認できる。

以上のことから、基準 4 を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人札幌大谷学園（以下「法人」という。）は、「学校法人札幌大谷学園 寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第 3 条に法人の目的として「この法人は、教育基本法、学校教育法並びに私立学校法に従い、且つ宗祖親鸞聖人が開顕された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教々育を基調とし、自他尊重の社会人、国際人の養成及び幼児保育を行い心身豊かな人材を育成することを目的とする。」とし、経営の規律を定められている。

法人の定める規則等において、寄附行為に次ぐ効力を有する「学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則（以下「実施規則」という。）」第 14 条では、法人の教職員の就業に関する基本的な事項を「学校法人札幌大谷学園 就業規則（以下「就業規則」という。）」で定めることとし、その「就業規則」第 1 条に目的として「この規則は、労働基準法の規定に基づき、親鸞聖人のみ教えを建学の精神とする学校法人札幌大谷学園教職員（以下「教職員」という。）の就業に関する事項を定めることを目的とする。」ことと同規則第 5 条に職務の遂行として「教職員は、本法人の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他諸規程を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない。」と定められている。

実施規則第 16 条では、法人の経理に関する基準を「学校法人札幌大谷学園 経理規程（以下「経理規程」という。）」で定めることとし、その「経理規程」第 1 条に目的として「法人の経理に関する基準を定め、経理事務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして、経営の能率的運営と教育研究活動の向上を図ることを目的とする。」と定められている。

法人の内部通報に関しては、「学校法人札幌大谷学園 内部通報等に関する規則」第 1 条に目的として「法人の業務に関し、法令、寄附行為若しくは学内規則等に違反する行為または又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって法人の健全な発展に資することを目的とする。」と定められている。

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は研究に従事する者への規範として「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学術研究活動における行動規範」を、研究に従事する者が競争的研究費等に関する行動規範として「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等の使用に関する行動規範」等が定められている。

法人は、これら経営の規律と誠実性の維持として寄附行為をはじめとした私立学校法第 47 条及び第 63 条の 2 で指定している事項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報について、大学ホームページで公開、若しくは閲覧に供するように都度更新を含め適切に行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は使命・目的を達成するため、図表 5-1-1 のとおり寄附行為第 4 条に規定する学校を設置している。

図表 5-1-1 学校法人札幌大谷学園が設置する学校（寄附行為第 4 条）

(1) 札幌大谷大学	芸術学部	音楽学科
	芸術学部	美術学科
	社会学部	地域社会学科
(2) 札幌大谷大学短期大学部	保育科	
(3) 札幌大谷高等学校	全日制課程	普通科 音楽科 美術科
(4) 札幌大谷中学校		
(5) 札幌大谷大学附属幼稚園		

法人は、使命・目的の実現への継続的努力として令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年を、「札幌大谷学園 グランドデザイン」と制定して、地域社会への基本的な行動指針として各設置校が教育目標、学園連携目標、園児・生徒・学生支援目標、募集広報目標、管理運営目標とこれらについての方針をそれぞれ掲げて運営を行っている。

法人は、令和元(2019)年 11 月に文部科学省より学校法人運営調査委員会による調査の結果、「集中経営指導法人」との判定を受け、日本私立学校振興・共済事業団による経営相談を経て「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」を令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 か年計画ですすめている。これら「札幌大谷学園 グランドデザイン」及び「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」の令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年を「学校法人札幌大谷学園 中長期計画」（以下「中長期計画」という。）とし、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題とし、使命・目的の実現への継続的努力を進めている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、環境保全への配慮としてクリーンで快適な学習・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパス利用のマナーやルールを明確にし、学内の美化に努め、ごみ分別の徹底・エネルギーの節約などに取り組むことについて図表 5-1-2 のとおり毎年 4 月に教職員及び学生向けに「クリーン・エコ・キャンパス」を宣言している。

図表 5-1-2 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部
「クリーン・エコ・キャンパス」宣言

次の 8 項目を重点項目として「クリーン・エコ・キャンパス」を推進していきます。

1. ごみは極力出さないこと。持ち込まないこと。
2. ごみは放置せず、分別して指定の場所に捨てること。
3. 備品等は大切に扱い、使用後は元に戻すこと。
4. エアコン等の使用時は適切な温度を保つこと。
5. 冷暖房時はドア・窓を閉めること。
6. 照明やパソコン等の電気機器の電源をこまめに消すこと。
7. エレベーターの利用を極力控え、階段を利用すること。
8. トイレや手洗いの水の使用は、必要最小限にすること。

法人は、人権への配慮として「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程」第 1 条に目的として「建学の精神に立脚し、憲法、教育基本法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等に掲げる人権尊重と両性の平等の精神に則り、ハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本法人の構成員の快適な学習、教育・研究及び労働環境の確保を図ることを目的とする。」と定め、その運用として本学は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン」によりハラスメントを防止及び排除するための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対処するための措置に関し、必要な事項を定められている。

法人は、安全への配慮として「学校法人札幌大谷学園 危機管理規程」第 1 条に「法人において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、法人における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学生・生徒・園児及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図るとともに、本法人の社会的な責任を果たすことを目的とする。」と定められている。平成 30(2018)年 9 月に発生した北海道胆振東部地震（マグニチュード 6.7、札幌市東区は震度 6 弱、内閣府ホームページ「防災情報のページ」から引用）による大学・短大棟の一部倒壊、令和元(2019)年 12 月に世界で初めて感染者が報告されてから世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症による長期間の危機管理への体制については札幌大谷学園危機管理委員会による対策本部と各設置校、常務会、理事会と情報を共有し、その都度適切に対応している。

法人は、令和 4(2022)年度以降、毎年 1 年に 1 回「学校法人札幌大谷学園 消防計画書（以下「消防計画書」という。）」に則り、消防訓練を実施している。「消防計画書」第 1 条には目的として「消防法第 8 条第 1 項及び第 36 条に基づき、本学の防火・防災管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。」と定められている。

法人は、勤務する教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に資するため、労働安全衛生法第 18 条第 1 項に基づき、学校法人札幌大谷学園 衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を設置している。衛生委員会は「札幌大谷学園安全衛生・危機管理マニ

ュアル（教職員用）＜ポケット版＞」を令和 3(2021)年 7 月に全面改訂し、全教職員及び全学生に配布し、避難場所、火災発生時や地震発生時の対応、けが人や急病人への対応、大学・短期大学部に 6 台設置している AED（自動体外式除細動器）の場所や救命処置等について周知している。さらに、衛生委員会は「札幌大谷学園 ストレスチェック実施規程」により基本方針「法人は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、教職員のストレスを軽減するため、教職員の自主的な健康意識を高める機会を提供し、職場の環境改善を積極的に推進する。」により勤務する教職員が、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するためのストレスチェック制度を年 1 回実施している。

防犯カメラは当初 3 台設置されていたが、盗撮や不審者侵入が発生し、令和 4(2022)年度学生生活実態調査（令和 4(2022)年 12 月実施）においても特に女子学生からの要望が多かったことに伴い、各階の女子学生のトイレ付近を中心に令和 4(2022)年度末までに 7 台増設し、合計 10 台の防犯カメラを設置することになった。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的を達成するための中長期計画は、経営基盤の安定確保を図ることを最重要課題とし、その具体的な計画は単年度ごとの事業計画及び事業報告により、確実に実行し、使命・目的の実現への継続的努力を進めていく。

法人の環境保全を踏まえ、複数の老朽校舎の建て替え更新資金の確保について計画を進めていく。特に 40 年以上経過している校舎は全部で 3 棟あり、大学・短大の 2 棟と中学・高校の 1 棟について耐震補強工事は完了してはいるものの近い将来、建て替えが必要な状況である。今後の計画では令和 4(2022)年度から「資金収支計算書の年度収支差額」がプラスに転じ、令和 5(2023)年度以降、資金が積み立てられる状況が見込まれ、建て替えの自己資金として毎年度 1 億円程度の資金を積み立てし、財務状況及び校舎状態を見極め、建て替え時期を検討する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は使命・目的の達成に向けて図表 5-2-1 のとおり役員である理事は寄附行為の各条項に則って選任区分、人数、任期等が定められている。学長や校長等の管理職としての任期は「学校法人札幌大谷学園 管理職員の定年・任期に関する規程（以下「管理職任期規程」という。）」により定められている。

理事長の選任は図表 5-2-1 のとおり寄附行為第 5 条第 2 項で定められ、寄附行為第 11

条により「法人を代表し、業務を総理する。」と定められている。

法人は寄附行為第 15 条により理事をもって組織する理事会を置き、その理事会は法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。理事会は法人の業務について図表 5-2-2 のとおり実施規則第 3 条第 1 項の各号を業務決定の権限として定められている。

理事長は寄附行為第 15 条第 3 項及び第 7 項により理事会を招集することができ、理事会の議長を務める。理事会は寄附行為第 16 条及び実施規則第 3 条第 2 項により図表 5-2-2 の実施規則第 3 項第 1 項に定める事項を除き、法人の業務決定の権限を理事長に委任することが定められている。理事会は寄附行為第 16 条の業務の決定の委任及び実施規則第 3 条第 3 項により図表 5-2-2 の実施規則第 3 項第 1 項に定める事項を除き、法人の業務決定の権限の一部をほかの理事又は所属職員に委任できることを定められている。

図表 5-2-1 役員（理事）

	寄附行為（役員）第5条第1項、 （理事の選任）第6条第1項		寄附行為（理事の選任）第6条 第2項、（役員任期）第8条	
	理事の選任区分	人数	任期	
1号 理事	真宗大谷派の僧籍を有する者のうちから理事会において選任した者	1	4年	—
2号 理事	札幌大谷大学長	1	—	学長の任期は4年、 再任以降は2年、 管理職任期規程第3条
3号 理事	札幌大谷高等学校長	1	—	校長の任期は4年、 再任以降は2年、 管理職任期規程第3条
4号 理事	法人における管理又は監督の地位にある教職員のうちから理事会において選任した者	1	—	任期は4年（若しくは2年）、再任以降は2年、 管理職任期規程第3条
5号 理事	法人本部長	1	—	本部長の任期は4年、 再任以降は2年、 管理職任期規程第3条
6号 理事	評議員のうちから評議員会において選任した者	3	—	評議員の任期は4年、 寄附行為（任期）第23条
7号 理事	学識経験者のうちから理事会において選任した者	3	4年	—
	合計	11		

図表 5-2-2 理事会の決定事項

<p>実施規則（業務決定の権限）</p> <p>第3条 理事会は、法人の業務について、次の各号に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 法人及び法人が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針</p> <p>(2) 寄附行為第20条に規定する評議員会への諮問事項</p>
<p>寄附行為（諮問事項）</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 予算及び事業計画</p> <p>(2) 事業に関する中期的な計画</p> <p>(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</p> <p>(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(6) 寄附行為の変更</p> <p>(7) 合併</p> <p>(8) 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>(9) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(10) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>
<p>(3) 決算の承認</p> <p>(4) 理事会が行う理事長、常務理事、理事及び評議員の選任</p> <p>(5) 監事候補者の選出</p> <p>(6) 教職員の人事のうち重要と認めたもの</p> <p>(7) 学則及び園則その他理事会の定める規則等の制定及び改廃</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか重要又は異例にわたる事項</p>

令和 4(2022)年度の理事会における理事及び監事の出席状況は図表 5-2-3 のとおりで、理事会は全て対面で理事が出席し意見交換し、監事が出席して意見を述べることにより法人の業務執行に関する意志決定が適切になされている。理事会は「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）」（3 高私行第 3 号、令和 3(2021)年 6 月 25 日付、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 発信文書）により「規制改革実施計画（令和 2(2020)年 7 月 17 日閣議決定）」の趣旨を踏まえ理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の明確化が図られたことに伴い、寄附行為の一部改正をすすめることになり、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで理事会において慎重審議のうえ決定後、文部科学省の認可を受け、令和 4(2022)年度から電磁的方法による監事を含む事前通知、理事会に出席できない理事への電磁的方法による意思表示の確認、議事録は書面で作成することには変更はないところ、互選された理事 2 人と議長、さらに出席された監事を

含む署名に一部改正し、理事会の議事録の真正性及び非改変性をより担保することとなった。

図表 5-2-3 令和 4(2022)年度の理事会における理事及び監事の出席状況

(人)

開催日	理事				監事	
	定員	欠員	出席	欠席	出席	
第 1 回	4月26日(火) 14時	11	-	11	0	2
第 2 回	5月26日(木) 14時	11	-	11	0	2
第 3 回	5月27日(金) 15時30分	11	-	11	0	2
第 4 回	6月30日(木) 15時30分	11	-	11	0	2
第 5 回	7月22日(金) 15時30分	11	-	11	0	2
第 6 回	9月29日(木) 13時	11	-	11	0	2
第 7 回	9月29日(木) 16時	11	-	11	0	2
第 8 回	10月 5 日(水) 18時	11	-	11	0	2
第 9 回	10月13日(木) 18時	11	-	11	0	2
第 10 回	10月28日(金) 16時15分	11	-	11	0	2
第 11 回	11月25日(金) 14時	11	1	10	0	2
第 12 回	12月23日(金) 16時	11	-	11	0	2
第 13 回	2月28日(火) 16時	11	-	11	0	2
第 14 回	3月24日(金) 16時	11	-	11	0	2

※出席には書面表決を含む

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省による私立学校法改正による私立大学ガバナンス改革の施行日が令和 7(2025)年 4 月 1 日となった中、令和 5(2023)年及び令和 6(2024)年度中に理事会機能をさらに充実できるようガバナンス体制を強固なものとする。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

常務理事は寄附行為第 11 条の 2 により「理事長を補佐し、法人の業務を分掌する」と定められているが、令和 5(2023)年 5 月 1 日現在は置いていない。

法人は「学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則（以下「常務会規則」という。）」第 1 条及び第 4 条より理事会の包括的授権に基づき、理事会から付託された事項、理事会への付議に関する事項、法人の日常業務の決定に関する事項、法人の管理・運営に関する事項を審議する「常務会」を設置している。常務会は常務会規則（常務会の構成）第 2 条により理事長、学内理事、学園統括、所属長、副学長、副校長等で構成され、理事

会に次ぐ会議体として設置している。

法人は理事 11 人のうち、学内理事で構成する「学内理事協議会」を設置する。学内理事協議会は主に常務会又は理事会への付議に関する事項について協議している。理事会をはじめとする各会議体の出席者と開催頻度は図表 5-3-1 のとおり実施している。

図表 5-3-1 各会議体の出席者と開催頻度

		理事会	常務会	学内理事協議会	学園連携協議会 (旧 幼中高大連携推進委員会)
学内理事		○	○	○	○
学外理事		○			○ (一部)
学園統括			○		○
大学 短大	学 長	○	○	○	○
	副学長		○		○
	学部長				○
	学科長				○
中学 高校	校 長	○	○	○	○
	副校長	○	○	○	○
	教 頭				○
幼稚園	園 長		○		○
	教 頭				○
法人本部長		○	○	○	○
事務局長		○	○	○	○
開催頻度		月1回程度 最終週	月2回偶数週	月2回奇数週	都度開催

理事会の機能として意志決定の流れは図表 5-3-2 のとおり常務会と学内理事協議会が理事会の補佐体制として十分機能したうえで理事会が最終的に決定する。学則等、理事会の定める規則等の制定及び改廃は、教授会で学長が決定後、「学校法人札幌大谷学園常務会」を経て「学校法人札幌大谷学園 理事会」で決定する。

図表 5-3-2 理事会の意志決定の流れ

毎 月	学校法人札幌大谷学園	札幌大谷大学 札幌大谷大学短期大学部
第1週	↓ 学内理事協議会 ↓	↓ 各種センター及び各種委員会の会議
第2週	↓ 常務会 ↓	↓ 大学協議会・内部質保証会議 ↓
第3週	↓ 学内理事協議会 ↓	↓ 教授会 自己点検・評価委員会
第4週	↓ 常務会 ↓	↓ 次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓
第5週	↓ ↓ ↓	↓ 次の各種センター及び各種委員会の議案整理 ↓

5-3-② 法人及び短期大学の各管運営機関の相互チェックの機能性

図表 5-3-3 役員（監事）

寄附行為（役員）第5条第1項 寄附行為（監事の選任）第7条		寄附行為 （役員任期）第8条
監事の選任区分		人数
		任期
監事	この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。	2
		4 年

図表 5-3-4 評議員

寄附行為（評議員の選任）第22条第1項		寄附行為（評議員の選任） 第22条第2項 寄附行為（任期）第23条	
評議員の選任区分		人数	任期
1号 評議員	法人の職員で理事会において推せん された者のうちから 評議員会において選任した者	8	4年
2号 評議員	真宗大谷派の僧籍を有する者のうちから 理事会において選任した者	2	4年
3号 評議員	法人の設置する学校を卒業した者で、 年令25年以上のものの中から 理事会において選任した者	5	4年
4号 評議員	法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者 のうちから 理事会において選任した者	2	4年
5号 評議員	学識経験者のうちから 理事会において選任した者	6	4年
合計		23	

図表 5-3-5 令和 4(2022)年度の評議員会における評議員及び監事・学内理事
(学長理事・校長理事・本部長理事) の出席状況

(人)

開催日	評議員				監事	理事
	定員	欠員	出席	欠席	出席	出席
第 1 回 5月27日(金) 13時	23	3	18	2	2	3
第 2 回 7月22日(金) 13時	23		22	1	2	3
第 3 回 9月29日(金) 14時30分	23		22	1	2	3
第 4 回 10月 5 日(水) 17時	23		23	0	2	3
第 5 回 12月22日(木) 16時	23		22	1	2	3
第 6 回 3月23日(木) 16時	23		22	1	2	3

※出席には書面表決を含む

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省による私立学校法改正による私立大学ガバナンス改革の施行日が令和 7(2025)年 4 月 1 日となった中、令和 5(2023)年及び令和 6(2024)年度中に理事会機能をさらに充実できるようガバナンス体制を強固なものとする。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

文部科学省から集中経営指導法人に指定され、令和 2(2020)年度から経営改善計画を策定。数値目標を設定のうえ財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

入学定員を確保できていない状況から、収入減少しており、事業活動収支計算書の経常収支差額は、マイナス 9,426 千円（短期大学部単独）。

経常収支差額プラス化のため、収入増加策と支出削減に取り組む。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画の数値目標について、より実質的な経営改善を測ることができる指標に見直し、財務基盤安定化のため下記取り組みを強化していく。

1) 学生・生徒の安定確保

内部連携の更なる強化等を図り、入学定員の確実な充足を図る。

2) 財務・組織改革

組織内の合意形成を図り、支出削減に取り組む。

3) 施設・設備の修繕及び更新計画

財源確保を含め、具体的な更新・修繕計画を策定する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

各種規程等に定められている基準、事務処理を徹底のうえ、公認会計士のサポートにより、学校法人会計に準拠した適切な会計処理を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監事、公認会計士及び内部監査室による三様監査を実施している。

1) 監事による監査

業務監査を主体に、利害関係者へのヒアリング、議事録、書類等の調査により監査を行っている。監査意見を付した監査報告書を理事会に上程している。

2) 公認会計士による監査

取引記録である帳簿と証憑等の確認、現金及び預金等資産現物と帳簿残高の照合、負債の網羅性の検証等により、会計監査を実施している。

会計監査終了後、独立監査人の監査報告書の提出を受けている。

3) 内部監査室

監査計画に基づき、部門ごとの業務監査を実施している。

書類等の調査により、業務プロセス、会計処理の適切性を監査している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監事、公認会計士及び内部監査室による更なる連携強化を図り、厳正な監査実施体制を確立し、適切な会計処理を維持していく。また、職員の会計処理スキルの向上に継続して取り組む。

【基準 5 の自己評価】

本学は寄附行為をはじめとした法人の様々な規定に基づき、理事会を中心に適切に運営されている。令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度まで「経営改善計画」を遂行中であるが、学生募集や財務計画については綿密な目標を設け、その達成に向けて鋭意努力しているところである。厳しい状況ではあるが、環境保全、人権、安全に対する取組みは十分に実行されている。また、監事、公認会計士及び内部監査室による厳格な監査体制を敷いており、年度ごとの監査報告は評議員会、理事会で報告されている。

以上のことから、基準 5 が満たされていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）では、短期大学運営における自己点検・評価の重要性を認識し、自己点検・評価活動に取り組んでおり、「札幌大谷大学短期大学部 学則」（以下「学則」という。）第 2 条第 1 項に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行うことを目的として、併設大学と合同の「自己点検・評価委員会」を設置している。

この委員会は「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に則り、学長を委員長とし、副学長、大学 LO（自己評価担当者）、短大 LO（自己評価担当者）、各学部長及び短期大学部長、各学科長、各種センター・委員会のセンター長・委員長及び委員長補佐、学生相談室長、事務局長、IR 推進課長を構成員としている。

自己点検・評価委員会は、学長のリーダーシップの下、副学長が学長を補佐し、管理職をはじめ、各種センター・委員会のセンター長・委員長が本学の現状及び今後の課題等について共通認識を持ち、使命・目的及び教育目的達成に向けて、自己点検・評価活動のできる体制を整えている。さらに、自己点検・評価活動を管理し、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた短期大学運営全般の質保証を目的として、令和元(2019)年度に内部質保証に関する全学的な方針を明示した「内部質保証方針」を定めている。

内部質保証のための恒常的な組織体制の整備については、大学協議会の構成員をもって組織する内部質保証会議を設置し、自己点検評価書の結果に基づいて、新年度の教育研究活動についての基本方針と事業計画を取りまとめ、自己点検・評価委員会の管理の下、各部署が改善計画を実行することで、内部質保証の PDCA を実践している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の組織体制は整備され、学長を中心とする責任体制は確立されているが、内部質保証会議と自己点検・評価委員会及び大学協議会の構成員が重複することで、各会議・委員会の機能分担が曖昧になる懸念もあるため、自己点検・評価委員会は副学長を中心とする運営体制とし、学長が管轄する内部質保証会議では、令和 6(2024)年度に受審予定の機関別認証評価に向けて、内部質保証に関する課題に優先的に取り組むことで、本学の内部質保証体制の機能性を高める。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、学長のリーダーシップの下で、自己点検・評価委員会を中心に行われている。自己点検・評価委員会は毎月 1 回、定期的に開催されており、各部署での取組みの進捗状況や IR データの活用状況などが報告される。年度ごとに点検・評価された取組みは、改善点を反映する形で新たな事業計画に盛り込まれ、PDCA を意識した体制で組織運営の向上が図られている。

平成 28(2016) 年度には学長直下の運営企画室を設置し、その機能を強化してきた。平成 29(2017)年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構の機関別認証評価を受審し、令和 2(2020)年度に自己点検評価書を作成、大学ホームページで公表した。

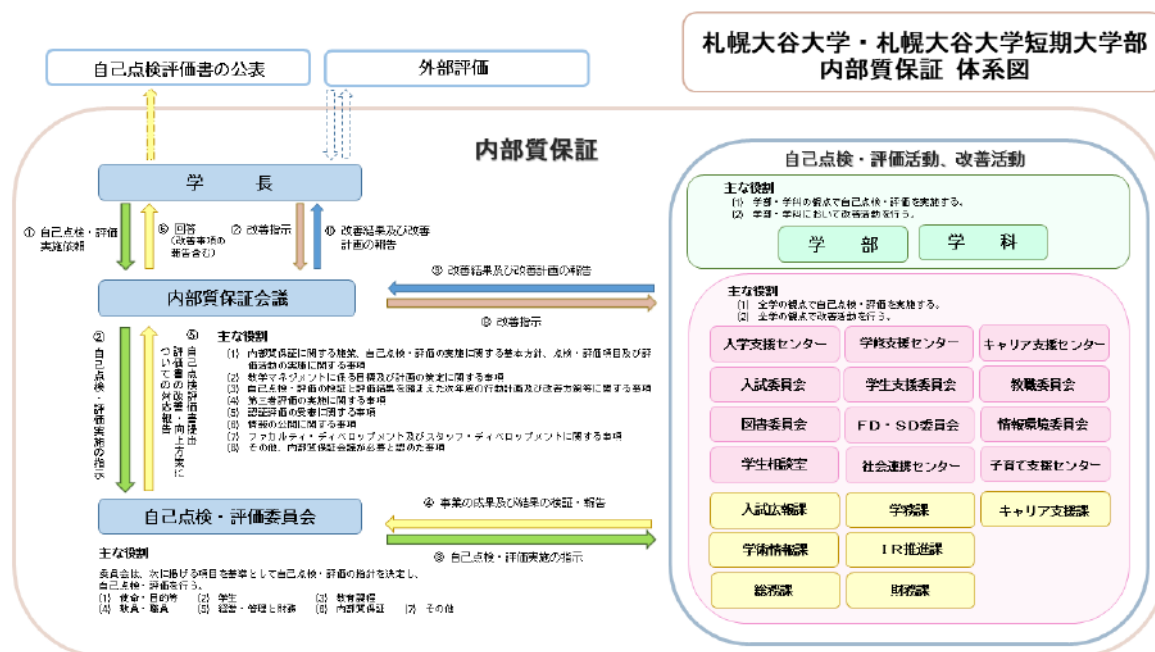
令和 4(2022)年度には、IR 機能を強化する必要性から IR 推進課を設置し、運営企画室の業務も引き継ぐことになった。「学生生活実態調査」、「ディプロマ・ポリシー達成度調査」など、IR 推進課において整理されたデータは自己点検・評価委員会に提示され、その結果に基づき各学科や関係部署での分析・検討が行われ、内部質保証会議で報告されている。令和 5(2023)年度からは新たに「自己点検・評価シート」を導入し、教職員が切れ目のない自己点検を意識することで、運営改善を強化する体制を整備しつつある。

自己点検・評価の基準は、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目に準拠しているが、学長のリーダーシップの下で本学の学科特性に応じた独自の点検・評価も不断に試行しているところである。

事業や取組みを実行する学内の各部署と内部質保証会議、自己点検・評価委員会は、図表 6-2-1 のように作動しており、それぞれの分担と連携関係が着実に機能するように随時検討が加えられている。

なお、本学芸術学部音楽学科・美術学科、社会学部地域社会学科、短期大学部保育科・専攻科保育専攻は教職課程認定の学部・学科となっているが、教職課程の学修の一層の質向上と組織運営の効率化を図るため、令和 4(2022)年度よりこれまでの学修支援センター「教職部会」を「教職委員会」として独立させた。また、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けて実施することが義務化されたことに伴い、「令和 4 年度教職課程自己点検評価報告書」を作成し、地域に貢献する教員輩出のための取組みを一段と強化していくこととした。

図表 6-2-1 内部質保証 体系図



6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学修の質保証、学生生活支援のための状況把握、教育環境の整備、学生生活の満足度など、必要な支援を適切に実行するために学生への対面的な面談とともに多様なアンケート調査や意見収集をする体制が整備されている。集められたデータは関係部署において分析・検討のうえ、内部質保証会議、自己点検・評価委員会、大学協議会、教授会で報告され、改善方策を検討するとともに学生ポータルサイト等で学生にフィードバックする体制となっている。また、学修支援センター及びFD・SD委員会と緊密に連携し、IRデータを活用した研修を非常勤講師も含めた全教職員に実施している。そのことによって、データで得られた結果とその後の分析が共有され、学内状況の理解が更新されている。以下に主要な調査とその分析・検討状況について述べる。

図表 6-2-2 基盤となる主な学生調査データ

No.	調査名	時期	対象	調査項目	備考
1	学生生活実態調査	10月下旬	全学生	満足度、学修面、生活面、環境面ほか	各学科、各センター・委員会による検証
2	ディプロマ・ポリシー達成度調査	卒業時	2年	ディプロマ・ポリシー達成度自己評価	各学科による検証
3	アセスメントテスト	4月	1年	各学生の資質・基礎力・応用力など	各学科、担任、担当教員

1) 「学生生活実態調査」

本調査は必要に応じた改善を重ねながら、年に1回、全学生を対象に実施している。

基準 2-6-①でも触れているが、調査項目は学修面、学生生活面、キャリア支援、学修環境など多岐に亘っており、本学学生の実態を網羅的に把握できる貴重なデータとなっている。令和 4(2022)年度の回収率は 86.4%であった。収集されたデータは IR 推進課によって整理され、各学科、関係各部署において分析検討が行われた。検討結果については内部質保証会議、自己点検・評価委員会、大学協議会、教授会で報告され、大学ホームページ及び学生ポータルサイトで公表された。この調査結果を受けて、改善のための取り組みが行われている。

2) 「ディプロマ・ポリシー達成度調査」

2 年生の卒業時期に、ディプロマ・ポリシーの達成度を項目ごとに自己評価する調査を実施している。令和 4(2022)年度に行った調査の回収率は 87.3%であった。集められたデータは IR 推進課において整理され、その結果は内部質保証会議、自己点検・評価委員会、大学協議会、教授会で報告された。その結果を受け、各学科では経年比較や達成度の自己評価が低かった学生の傾向などをさらに分析・検討し、内部質保証会議で報告した。カリキュラムや学生指導を含めたその後の学科運営に反映させている。

3) 「アセスメントテスト」

令和 5(2023)年度より全学生を対象に導入した。基準 3 でも触れたように、アセスメントテストを活用することで、一人ひとりの学生の資質や可能性に合った指導が期待できるとともに、2 年間の学修成果を追うことが可能となる。学修成果の可視化に繋がることで、これまで以上に細やかな学修指導を、学生の特性に合わせて行うことができるようになった。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5(2023)年度より、全学を対象としたアセスメントテストが導入されたことから、今まで以上にデータ管理とその活用が求められる。学科及び学修支援センター、IR 推進課の連携をさらに緊密にすることが必要である。そのためには、月例の内部質保証会議と自己点検・評価委員会をこれまで以上に効率的に運営していかなければならない。また、各調査が断片的にならず、それぞれの目的が学生にとって整合性のあるものとなるように慎重に検討していく必要がある。一方、IR 推進課は最小人数で構成されているが、調査データの種類や量が年々増える傾向にあることから、より専門的なデータ分析を継続的に実施するためにはさらなる体制の充実について検討する必要がある。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組み

みの確立とその機能性

本学の三つのポリシーは教育目的を達成するための基盤として、大学ホームページや大学案内に掲載され、学生及び教職員に共有されている。年度当初のオリエンテーションでは学生への理解・周知を徹底させ、毎年度初めの教授会では教員への確認を継続している。

以下に三つのポリシーを起点とした PDCA について領域ごとに記述する。

1) アドミッション・ポリシーと入学者選抜について

入学者選抜については、学長を委員長とする入試委員会で運営し、アドミッション・ポリシーに従った入学者選抜を実施している。またアドミッション・ポリシーの内容については、自己点検・評価活動として、毎年新入学生を対象に「新入生アンケート」を実施したうえで、入試委員会において現状分析と改善策を取りまとめ、次年度の事業計画に盛り込むことで PDCA サイクルを機能させている。

2) カリキュラム・ポリシーと学修について

教育プログラムの内部質保証としては、学修支援センターが主体となってカリキュラム・ポリシーに沿った授業運営を行っている。自己点検・評価活動としては、毎学期の「授業評価アンケート」及び毎年の「学生生活実態調査」を実施して、データを集約したうえで、質問項目に応じて、学科・委員会・センターにおいて現状分析と改善策を取りまとめ、自己点検・評価委員会」及び内部質保証会議において内容を確認し、次年度の事業計画に盛り込むことで、PDCA サイクルを機能させている。また、「学生生活実態調査」における学生の自由記述欄については、実施年度内に大学からの改善案を学生ポータルサイト内で回答している。

直近では令和 2(2020)年度に示された「教学マネジメント指針」に従い、学修支援センターを主体として令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけてカリキュラム・ポリシーの変更及び全学的なカリキュラム改定を検討し、大学協議会及び合同教授会の審議と承認を経て、令和 5(2023)年度から新しいカリキュラム・ポリシー及び新カリキュラムの導入を行った。

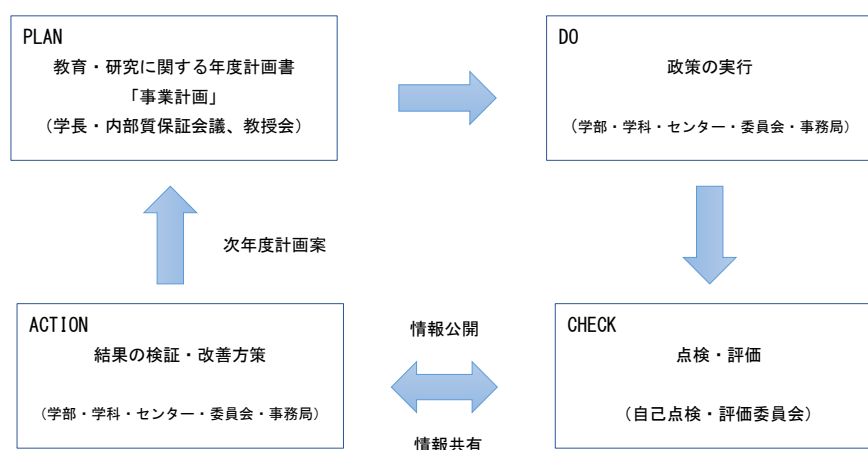
3) ディプロマ・ポリシーについて

ディプロマ・ポリシーに基づく内部質保証体制としては、毎年度、卒業学年対象に行う「ディプロマ・ポリシー達成度調査」を実施し、データを集約した後、各各種センター・委員会及び学科で現状分析と改善策を検討し、自己点検・評価委員会が取りまとめた後、内部質保証会議において内容を確認し、次年度の事業計画の方針に反映させている。

令和 4(2022)年度は、令和 2(2020)年度に示された「教育マネジメント指針」に沿って、本学における教育の内部質保証体制を抜本的に見直した。まず、これまで予定していた機関別認証評価の受審年度を令和 5(2023)年度から令和 6(2024)年度に延期し、「教学マネジメント指針」に沿ったディプロマ・ポリシーの見直しとカリキュラム変更及び全学的な教育の内部質保証体制の確立に向けた作業を加速させるために、令和 3(2021)年度から令和 4(2022)年度にかけて「内部質保証ワーキンググループ」を立ち上げ、学長及び各学科から選任された教員及び事務局学務課と IR 推進課の職員で集中的な検討を行

い、その進捗状況や検討結果については、都度、内部質保証会議において報告し確認した。令和 4(2022)年度からは作業を学修支援センター及び FD・SD 委員会に引継ぎ、学修成果の可視化、学生へのフィードバックや指導方法、アセスメント・プランの構築を行い、全学的に周知した。

図表 6-3-1 PDCA サイクル



(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

アセスメント・プランに基づく教育の内部質保証体制の機能性については、本格的な始動が令和 5(2023)年度からであることから、その実働体制の管理と運営を定期的に確認する必要がある。内部質保証会議を毎月定例で実施し、IR 推進課を中心とした調査結果の集約作業や、その結果を活かした各部署での現状分析や改善策の立案と実践、改善状況については、自己点検・評価委員会及び内部質保証会議において定期的に確認する。

【基準 6 の自己評価】

学長のリーダーシップの下で、学修に関わる内部質保証と自己点検・評価活動が適切に連動し、内部質保証会議及び自己点検・評価委員会を中心に責任ある体制が整備されている。月 1 回、定期的に自己点検・評価委員会が招集されることで、各学科及び各部署では、日々の取組みについて自主的・自律的に点検する意識が醸成されている。IR 推進課によって収集・整理されたデータは各学科、関係部署にフィードバックされ、各学科及び各部署はその結果を綿密に検討し、改善に繋げている。分析・検討の結果は、大学協議会、教授会でも報告されている。学生から集めたデータについては、分析後の結果を大学ホームページや学生ポータルサイトで公表し、改善の進捗が確かめられるように配慮している。

内部質保証を確実なものとするため、小規模大学ならではの駆動力が発揮されている。

三つのポリシーを起点とした教育の質保証については、PDCA サイクルの視点からそれぞれ検証されており、自己点検・評価活動が学生の学修に資する形で還元されていると認められる。

以上のことから、基準 6 が満たされていると評価できる。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-① 短期大学施設の開放、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 短期大学施設の開放、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供 ・子育て支援センター、地域イベントでの学生の活動等

「札幌大谷大学短期大学部子育て支援センター「んぐまーま」（以下「んぐまーま」という。）は、平成 17(2005)年 9 月の開設以来、基本的には毎週木曜日につどいの広場、毎月最終火曜日に「多胎児親子の会 んぐんぐまーま」を開催している。令和 4(2022)年の年度当初は新型コロナウイルス感染症への対応として前年度に引き続き予約制度をとっていたが、6 月からは人数の上限は維持したうえで予約制度を廃止し、コロナ禍にあつて不安を抱える親子への支援の提供に努めた。6 月以降のつどいの広場の 1 日平均利用組数は約 18 組、利用する子どもの年齢は 0 歳児が約 4 割と最も多く、乳児を抱える親子の交流の場として一定の役割を果たしたのではないかと考える。運営を依頼している NPO 法人のスタッフ、教員のほかに学生が参加することも「んぐまーま」の特色であり、令和 4(2022)年度は講義内での実習参加に加え、学生の自主活動としてサークルの特性を活かした折り紙の展示・材料の提供なども行った。

また、地域のイベント等への教員・学生の参加も継続しており、令和 4(2022)年度は北海道石狩振興局の「きらり・おうちじかん」、北海道保健福祉部感染所対策課のコロナ関連の座談会等への協力を行った。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまでと同様、子育て支援センターを中心に物的・人的資源の提供を行っていく。今後は特にポストコロナへの対応をしっかりと検討し、地域のニーズに応える活動をより一層推進する。また、学生の地域活動は教育効果を高める好循環を生むと認識しており、免許取得の特性上過重なカリキュラムが課題となるものの、今後も地域社会の発展に貢献できるよう、学生の学びを深める活動を発展させる。

A-2. 短期大学が持つ教育力による地域貢献

A-2-① 地域における社会人教育の機会の提供

A-2-② 根室市との連携事業

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域における社会人教育の機会の提供（公開講座、各種講習会への講師派遣等）

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は以前より、社会人教育の機会の提供に関して、保育者の現職研修や乳幼児の親子向け講座等に学科教員を講師として多数派遣してきた実績があるが、コロナ禍において数は減ってきている。令和 4(2022)年度は、北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター「幼児教育初任保育者研修（オンライン開講）」、札幌市私立幼稚園連合会「札幌市南区研修会」また、北海道環境生活部「令和 4(2022)年度環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座」、西区環境まちづくり協議会（札幌市西区役所地域振興課）「親子でエコキッズ」に学科教員を派遣した。

そのほか社会連携センターを通じた受託事業として、令和 4(2022)年度は上川町・音更町の様々な事業を行った。具体的には、上川持続可能森林活用協議会主催の、乳幼児の保護者向けに森林や木材利用の理解を深める「どんぐりっこセミナー」の開催への協力、上川町役場からの受託事業としては、旭川農業高等学校や北海道大学と連携し、町産材を活用した商品企画・開発の人材育成を目的とした「三者連携上川林業アップデート事業」の推進に関わったほか、上川町産業経済課の「街中美術館プロジェクト」を通じて旭川農業高校生が開発中のシラカバ材製品を展示し、一般市民からのフィードバックを得る機会を創出した。

音更町教育委員会の事業としては、小学生と保護者向けの「木工教室」を開催し、親子のコミュニケーションを促す場を提供した。これらの取組みを通じて、地域資源の有効活用や地域振興に寄与している。

A-2-② 根室市との連携事業

本学と根室市は令和 3(2021)年度末に、地域の活性化とともに、次代を担う優れた人材の育成や学術の振興に寄与することを目的とし、特に子育て分野を中心とした地域の課題を共有しつつ、その課題解決に向けた取組みを行う連携協定を締結した。令和 4(2022)年度はその初めての取り組みとして、本学教員による、発達障害のある子どもとグレーゾーンの子もたちとのクラス内での関わり方についての、ICTを活用したリモート（オンライン）研修を実施した。研修の参加者は、根室市内の現職保育士であり、研修内容は参加者からの要望により選定し、発達障害を持つ子どもとの接し方、クラスにおける保育場面での課題、困っている子どもたちの課題、子どもたちの認知などを取り上げた。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

保育科では、本学が有する教育力による地域貢献として、現職保育者向けの各種研修会や乳幼児の親子向け講座への講師の派遣、受託事業として上川町・音更町、連携事業として協定締結先である根室市へ教員派遣を行っている。

今後も、保育者養成の各種団体、自治体などと協力して、講師派遣や連携・受託事業に取り組むほか、令和 4(2022)年度に新たに協定を締結した蘭越町や、そのほかの地域へ本学の教育力の提供を行い、地域社会の発展に貢献したい。

【基準 A の自己評価】

保育科の特性に立脚した地域・社会貢献が継続的に行われている。学生にとっては、学内での学びを社会に繋げる実践的な機会となっていることが重要である。学生と地域社会との相互作用によって貴重な成果を挙げており、社会からの評価も高まっている。

以上のことから、基準 A を十分に満たしていると認められる。

V. 特記事項

1. 子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」

本学のミュージカル制作は、昭和 44(1969)年に、「幼児音楽演習（表現Ⅲ・総合表現Ⅰ・Ⅱ）」の授業の中で「幼児のためのオペレッタ」を公演したことが始まりである。「幼児のためのオペレッタ」は、当時担当教員だった故村山和名誉教授が、豊かな美的情操を培い、洗練された美的感覚を身につけ、さらに創造性を高めるために総合芸術的な分野の中で教育を試みようとして実践した。その後、昭和 51(1976)年に道新ホールで開学 15 周年記念公演を行い、この年から道新ホールと札幌市民会館（現・カナモトホール）で 2 年間、北海道厚生年金会館（現・ニトリ文化ホール（2018 年 9 月末閉館））で 8 年間公演した。当時は保育科 2 年生の公演のほか保育科 1 年生の器楽合奏も行っていった。昭和 54(1979)年度には札幌市民劇場に選定され、札幌市民芸術祭奨励賞を受賞している。

「幼児のためのオペレッタ」は昭和 63(1988)年にミュージカル「ぷりてい劇場」として引き継がれ、大学内で公演が行われた。平成 3 年(1991)年には、開学 30 周年記念を機に札幌市子どもの劇場やまびこ座で公演を行った。

現在は、「総合表現」を始めとする表現系の科目を中心に準備を重ね、教員の指導を受けながら、幼児向けの作品に題材を得て学生が脚本を執筆し、作詞作曲を行うとともに、大道具・小道具・衣装の制作、演出までを手がけ、学生主体のミュージカル制作を行っている。平成 30(2018)年度までは、学年を二つに分けて、2 演目の公演を 2 日間に渡って行っていたが、令和元(2019)年度より学生の負担軽減を考慮し、これまで 2 演目行ってきたのを 1 演目化した。これにより、各クラスで大道具・小道具・作曲・脚本を共有し、特に道具や作曲はクオリティの高いものとなった。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により動画での撮影になったが、令和 4(2022)年度の第 47 回目「ぷりてい劇場」は、併設する札幌大谷大学附属幼稚園の園児を招待して、C 棟 401 教室で 2 日間公演を行った。限られた人数を招待しての公演ではあったが、学生はミュージカル制作をとおして、責任感・コミュニケーションの重要性・協調性・表現力・人前に立つスキル・応用力など多くのことを学ぶ良い機会となった。コロナ禍で制限された時期もあったが、今後は、以前のように地域の子どもたちにも周知し、本学の教育・研究の成果を地域に還元し、地域の子育て支援の一助になるよう活動を推進する。



2. 学園内連携

代表的な学園内連携としては、札幌大谷大学附属幼稚園との連携をあげることができる。幼稚園教諭免許取得のための教育実習として、保育科 1 年生は毎週 1 回「観察実習」に取り組み、2 年生は「参加実習」のほか、グループでテーマに沿って計画を立て子どもたち

に遊びを提案する「グループ実習」を行い、専攻科保育専攻1年生は年間をとおして同一のクラスに定期的に実習に入る「継続実習」を行っている。実習中の学生は、本学担当教員からの指導のほか、附属幼稚園園長及び担任教諭からの指導を受けることができ、より実践的な体制で学生指導を行うことができている。また、継続的に学生指導に関わることが附属幼稚園教諭の自己研鑽の機会にもなっている。今後も同様の取り組みを継続し、実践力の高い保育者の養成を続けていきたい。加えて、学園講師制度を活用して、同附属幼稚園の救急法講習会（メディック・ファーストエイド®チャイルドケアプラス™）を本学教員が担当している。同講習会は、処遇改善加算Ⅱに係る研修として公益社団法人北海道私立幼稚園協会の承認を受けている。安心・安全な保育実践に向けて、今後も継続していきたい取り組みである。

さらに、札幌大谷中学校・高等学校とも連携して、中学・高校生を対象にした「保育者入門講座」、子育て支援センター「んぐまーま」でのボランティアや本学教員による「子育て支援ミニレクチャー」、中・高生保護者向けの「保育科進学説明会」などを実施している。保育者不足が全国的な課題として取り上げられるなか、職業教育の一環として、中学・高校生に対して、保育や幼児教育に関わる職業について紹介する機会を持つことは非常に有意義である。今後も、学園内での連携力を活かして、それぞれの取り組みを継続していきたい。

令和 5(2023)年度 自己点検評価書

令和 5(2023)年 5 月

編集／発行 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部
自己点検・評価委員会
〒065-8567 札幌市東区北 16 条東 9 丁目 1 番 1 号
TEL 011-742-1651 (代)
FAX 011-742-1654
URL <http://www.sapporo-otani.ac.jp>